

## 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き

### 確定申告書B用



- 平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています(⇒4ページ)。
- 確定申告書Bは、所得の種類にかかわらず、どなたも使用できます。
- この手引きは、一般的な事項を説明しています。申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署におたずねください。
- 申告書、付表、計算書、明細書及び説明書は国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。
- 平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**平成26年2月17日(月)から同年3月17日(月)まで**です(⇒8ページ)。
- 平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告分の納期限は、**平成26年3月17日(月)**です。振替納税をご利用の方は、**平成26年4月22日(火)**が振替日です。
- 平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告から適用される主な改正事項は4ページをご覧ください。

### 目次

ページ

1. 申告や納税について知っておきたいこと	1
2. 申告手続の流れ	7
3. 申告書の書き方	
申告書の記載例	9
手順1 ▶住所、氏名などを記入する	11
手順2 ▶収入金額等、▶所得金額を計算する	12
手順3 ▶所得から差し引かれる金額を計算する	18
手順4 ▶税金の計算をする	27
手順5 ▶その他、▶延納の届出、▶還付される税金の受取場所を記入する	31
手順6 ▶住民税、▶事業税に関する事項を記入する	32
4. 申告書に添付・提示する書類	36
5. 振替納税の新規(変更)申込み	37
6. 下書き用申告書	38



e-Tax  
でデータ送信!

又は

書面で提出!

便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」で!!



画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。▶39ページをご覧ください。

※ e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。



# 1. 申告や納税について知っておきたいこと

## 1-1 所得税及び復興特別所得税の確定申告とは

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

※平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。

※日本国内に住所を有しているか、又は現在まで引き続いて1年以上住所を有している方(居住者)のうち非永住者以外の方は、所得が生じた場所が国の内外を問わず、その全ての所得、例えば、国外で支払われる預金等の利子や、国外にある不動産の貸付け・譲渡による収益、国外の法人等に対する出資に係る収益などの所得についても、所得税及び復興特別所得税を納める義務があります。

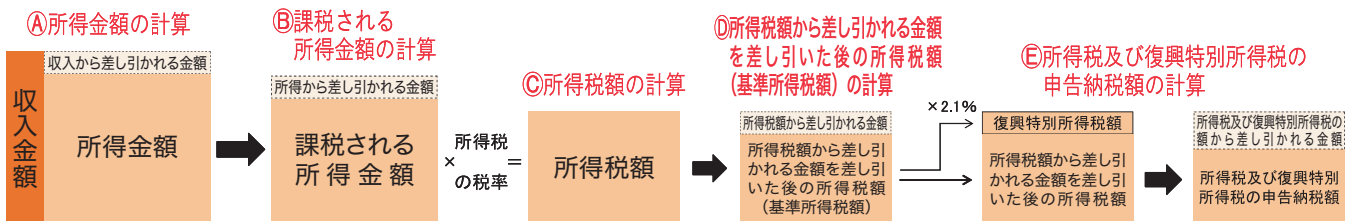
なお、非永住者の方は課税所得の範囲が異なります。

### ◆用語の解説

「予定納税」とは、前年の所得などを基にして計算した予定納税基準額が15万円以上の場合に、その年の所得税及び復興特別所得税の一部をあらかじめ納付する制度です。

## 1-2 所得税及び復興特別所得税のしくみ

所得が1種類のみで納める税金が発生する場合の計算の流れは、次のようになります。



①「収入金額」から「収入から差し引かれる金額」を差し引いて、「所得金額」を求めます。

②「所得金額」から「所得から差し引かれる金額」を差し引いて、「課税される所得金額」を求めます。

③「課税される所得金額」に「所得税の税率」を乗じて、「所得税額」を求めます。

④「所得税額」から「所得税額から差し引かれる金額」を差し引いて、「所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の所得税額」を求めます。

⑤・「所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の所得税額」が「基準所得税額」となり、この「基準所得税額」に2.1%を乗じて「復興特別所得税額」を求めます。

・「所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の所得税額」と「復興特別所得税額」を合計した金額から「所得税及び復興特別所得税の額から差し引かれる金額」を差し引いて、「所得税及び復興特別所得税の申告納税額」を求めます。

### ◆用語の解説

「収入金額」とは、次のものなどをいいます。

- 物品の販売業の場合には、売上・雑収入など
- 不動産の貸付けの場合には、家賃・地代など
- 給与所得者の場合には、給料など
- 生命保険契約等に基づき支払を受けた一時金

## 1-3 所得の種類と課税方法

所得は、その発生形態などに応じて10種類に分類されます。

また、それに応じて次の課税方法となります。

種類	概要	課税方法	
事業所得 (営業等・農業)	商・工業や漁業、農業、自由職業などの自営業から生ずる所得	総合	
	事業規模で行う、株式等を譲渡したことによる所得や先物取引に係る所得	申告分離	
不動産所得	土地や建物、船舶や航空機などの貸付けから生ずる所得	総合	
利子所得	公社債や預貯金の利子などの所得	源泉分離	
	国外で支払われる預金等の利子などの所得	総合	
配当所得 ※配当所得には確定申告不要制度があります(➡13ページ)	法人から受ける剰余金の配当、公募証券投資信託の収益の分配などの所得(申告分離課税を選択したものを除く)	総合	
	上場株式等に係る配当等、公募証券投資信託の収益の分配などで申告分離課税を選択したものの所得	申告分離	
	特定目的信託の社債的受益権の収益の分配などの所得	源泉分離	
給与所得	俸給や給料、賃金、賞与、歳費などの所得		
雑所得	公的年金等	総合	
	その他	原稿料や講演料、生命保険の年金など他の所得に当てはまらない所得	
		業(事業規模を除く)として行う、株式等を譲渡したことによる所得や先物取引に係る所得	申告分離
	公社債の償還差益のうち、一定の割引債の償還差益などの所得	源泉分離	
譲渡所得	ゴルフ会員権や金地金、機械などを譲渡したことによる所得	総合	
	土地や建物、借地権、株式等を譲渡したことによる所得 ※株式等の譲渡については事業所得、雑所得となるものを除く	申告分離	

「収入から差し引かれる金額」とは、次のものなどをいいます。

- 必要経費(事業所得などの場合)
- 給与所得控除
- 支払を受けた一時金に対して支払った保険料又は掛金

「所得から差し引かれる金額」(➡2ページ、18ページ)

「所得税の税率」は、課税される所得金額により5%から40%の6段階に区分されています。

「所得税額から差し引かれる金額」(➡2ページ、27ページ)

「所得税及び復興特別所得税の額から差し引かれる金額」(➡2ページ、30ページ)

### 総合 : 総合課税

確定申告により、他の所得と合算して税金を計算する制度です。

### 申告分離 : 申告分離課税

確定申告により、他の所得と分離して税金を計算する制度です。

種類	概要	課税方法
一時所得	生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得	総合
	保険・共済期間が5年以下の一定の一時払養老保険や一時払損害保険の所得など	源泉分離
山林所得	山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得	申告分離
退職所得	退職金、一時恩給、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法による一時払の老齢給付金などの所得	

#### ◆用語の解説

##### 源泉分離：源泉分離課税

他の所得とは関係なく、所得を受け取る時に一定の税額が源泉徴収され、それで全ての納税が完結する制度です。左の表の「概要」欄に掲げる所得のほか、金投資(貯蓄)口座の所得なども源泉分離課税の対象とされています。

## 1-4 所得から差し引かれる金額(所得控除)

種類	控除を受けられる場合
雑損控除	災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた
医療費控除	一定額以上の医療費の支払がある
社会保険料控除	国民健康保険料(税)や国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの支払がある
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金の支払がある
生命保険料控除	新(旧)生命保険料や介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の支払がある
地震保険料控除	地震保険料や(旧)長期損害保険料の支払がある
寄附金控除	国、地方公共団体などに支出した寄附金や特定の政治献金、震災関連寄附金などがある
寡婦・寡夫控除	あなたが寡婦又は寡夫である
勤労学生控除	あなたが勤労学生である
障害者控除	あなたや控除対象配偶者、扶養親族が障害者である
配偶者控除	控除対象配偶者がいる
配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が38万円を超え、76万円未満である
扶養控除	控除対象扶養親族がいる
基礎控除	38万円の控除

## 1-5 所得税額から差し引かれる金額(主なもの)

種類	控除を受けられる場合
配当控除	配当所得がある(申告分離課税を選択したものなどを除きます)
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をしたり、バリアフリー改修工事や省エネ改修工事をした
政党等寄附金特別控除	特定の政治献金のうち政党や政治資金団体に対するものがある
認定NPO法人等寄附金特別控除	認定NPO法人等に対して支出した寄附金がある
公益社団法人等寄附金特別控除	一定の公益社団法人や公益財団法人、学校法人等、社会福祉法人、更生保護法人に対して支出した寄附金がある
特定震災指定寄附金特別控除	東日本大震災に関連して、被災者支援活動に必要な資金に充てられるものとして一定の認定NPO法人等又は中央共同募金会に対して支出した寄附金がある
住宅耐震改修特別控除	家屋の耐震改修をした
住宅特定改修特別税額控除	家屋のバリアフリー改修工事や省エネ改修工事をした
認定長期優良住宅新築等特別税額控除	認定長期優良住宅を新築又は新築の認定長期優良住宅を購入した

## 1-6 所得税及び復興特別所得税の額から差し引かれる金額

種類	控除を受けられる場合
外国税額控除	納付した外国所得税などがある
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	給与や年金などの支払を受ける際に源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額がある



## 1-7 確定申告が必要な方

次の①から④のいずれかに当てはまる方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要です。

<p><b>① 給与所得がある方</b></p> <p>大部分の方は、年末調整により所得税及び復興特別所得税が精算されるため、申告は不要です。</p>	<p>次の計算において残額があり、さらに(1)から(6)のいずれかに該当する</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 30%; border: 1px solid #ccc; padding: 5px;">各種の所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。</div> <div style="width: 30%; border: 1px solid #ccc; padding: 5px;">課税される所得金額に所得税の税率を乗じて、所得税額を求めます。</div> <div style="width: 30%; border: 1px solid #ccc; padding: 5px;">所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を差し引きます。</div> </div> <div style="margin-top: 10px; background-color: #fff9c4; padding: 10px;"> <p>(1) 給与の収入金額が2,000万円を超える</p> <p>(2) 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える</p> <p>(3) 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える</p> <p>※ 給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く）を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。</p> <p>(4) 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほか、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた</p> <p>(5) 給与について、災害減免法により所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた</p> <p>(6) 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収されないこととなっている</p> </div>
<p><b>② 公的年金等に係る雑所得のみの方</b></p>	<p>公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある</p> <p>※ 公的年金等の収入金額が400万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません(➡15ページ)。</p>
<p><b>③ 退職所得がある方</b></p>	<p>外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある</p> <p>※ 退職所得は、一般的に、退職金の支払の際に支払者が所得税及び復興特別所得税を徴収する源泉徴収だけで所得税及び復興特別所得税の課税は済まされ、その退職所得について申告は不要です。なお、退職所得以外の所得がある方は、①又は④を参照してください。</p>
<p><b>④ ①～③以外の方</b></p>	<p>次の計算において残額がある</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 30%; border: 1px solid #ccc; padding: 5px;">各種の所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。</div> <div style="width: 30%; border: 1px solid #ccc; padding: 5px;">課税される所得金額に所得税の税率を乗じて、所得税額を求めます。</div> <div style="width: 30%; border: 1px solid #ccc; padding: 5px;">所得税額から、配当控除額を差し引きます。</div> </div> <p>※ 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません(➡15ページ)。</p> <p>なお、住民税については6ページを参照してください。</p>

※ 上場株式等に係る譲渡損失と配当所得との損益通算及び繰越控除の特例などの適用を受けようとする方は、①～④に当てはまらない場合であっても確定申告書の提出が必要な場合があります。

## 1-8 確定申告をすれば税金が戻る方

次のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。

なお、給与所得者や、公的年金等に係る雑所得がある方（年金所得者）で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種の所得（退職所得を除く）も申告が必要です。

**還付申告は、平成26年2月15日（土）以前でも行えます**（税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりません。）。

区分	概要
<p><b>① 総合課税の配当所得や原稿料などがある方</b></p>	<p>年間の所得が一定額以下である場合</p> <p>※ 一定額は、あなたの所得金額や源泉徴収された税金などにより異なります。</p>
<p><b>② 給与所得者</b></p>	<p>雑損控除や医療費控除、寄附金控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（年末調整で控除を受けている場合を除く）、政党等寄附金特別控除、認定NPO法人等寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除、特定震災指定寄附金特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除などを受けられる場合</p>
<p><b>③ 所得が公的年金等に係る雑所得のみの方</b></p>	<p>医療費控除や社会保険料控除などを受けられる場合</p>
<p><b>④ 年の途中で退職した後就職しなかった方</b></p>	<p>給与所得について年末調整を受けていない場合</p>

区分	概要
⑤ 退職所得がある方	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる</li> <li>● 退職所得の支払を受けるときに「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため、20.42%の税率で源泉徴収がされ、その所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額が正規の税額を超えている</li> </ul> <p>◎ 退職所得は次の式で計算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般退職手当等(特定役員退職手当等以外の退職金)のみの場合 (一般退職手当等の収入金額－退職所得控除額<sup>*1</sup>)×0.5</li> <li>● 特定役員退職手当等(役員等としての勤続年数が5年以下である方が支払を受ける退職金のうち、その役員等としての勤続年数に対応する退職金として支払を受ける退職金)のみの場合 特定役員退職手当等の収入金額－退職所得控除額<sup>*1</sup></li> <li>● 一般退職手当等と特定役員退職手当等の両方がある場合(㊦+㊧) <ul style="list-style-type: none"> <li>㊦ <math>\frac{\text{A}}{\text{B}} \times 0.5</math>  <math>\frac{\text{一般退職手当等の収入金額} - (\text{退職所得控除額}^{*1} - \text{特定役員退職所得控除額}^{*2})}{\text{B}}</math></li> <li>㊧ <math>\frac{\text{C}}{\text{D}}</math>  <math>\frac{\text{特定役員退職手当等の収入金額} - \text{特定役員退職所得控除額}^{*2}}{\text{D}}</math></li> </ul> </li> </ul> <p>なお、次の(1)又は(2)に当てはまるときは、上記によらず次によります。</p> <p>(1) ㊦ &lt; ㊧ のとき (特定役員退職手当等の収入金額＋一般退職手当等の収入金額)－退職所得控除額<sup>*1</sup></p> <p>(2) ㊦ &lt; ㊧ のとき {一般退職手当等の収入金額－(退職所得控除額<sup>*1</sup>－特定役員退職手当等の収入金額)}×0.5</p> <p>※1 退職所得控除額は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 勤続年数が20年までの場合 40万円×勤続年数(80万円より少ないときは80万円)</li> <li>● 勤続年数が20年を超える場合 70万円×勤続年数－600万円</li> </ul> <p>※2 特定役員退職所得控除額は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定役員退職手当等に係る勤続期間と一般退職手当等に係る勤続期間の重複がない場合 40万円×特定役員等勤続年数</li> <li>● 特定役員退職手当等に係る勤続期間と一般退職手当等に係る勤続期間の重複がある場合 40万円×(特定役員等勤続年数－重複勤続年数)＋20万円×重複勤続年数</li> </ul> <p>※3 障害者となったことにより退職した場合は、退職所得控除額に100万円を加算します。</p> <p>◎ 退職所得の収入金額と退職所得控除額については、申告書第三表「○ 退職所得に関する事項」欄に記載し、特定役員退職手当等がある場合には、その収入金額と退職所得控除額を上段にかっこ書きで内書きしてください。</p>
⑥ 予定納税をしている方	確定申告の必要がない場合

## 1-9 平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告から適用される主な改正事項

- 平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。  
復興特別所得税は、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額(⇒1ページ、30ページ)に2.1%の税率を乗じて計算します。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。
- 給与等の収入金額から差し引かれる給与所得控除額について、その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合には、245万円を上限とすることとされています(⇒14ページ)。
- 給与所得者の特定支出控除について、次のとおり改正が行われています。
  - 特定支出の範囲に、弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費や勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費等で65万円を限度)が追加されています(勤務先によって証明されたものに限ります。)
  - 特定支出控除の適用判定の基準が給与所得控除額の2分の1(最高125万円)(平成24年分以前:給与所得控除額の総額)に緩和されています。

給与所得者の特定支出控除について、詳しくは、「給与所得者の特定支出控除について」を参照してください。
- 特定役員退職手当等(⇒4ページ)の退職所得の金額について、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額とされています。
- 電子証明書等特別控除について、適用期限(平成24年分)の到来をもって廃止されています。

※ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署におたずねください。国税庁ホームページでは、「平成25年分 所得税の改正のあらまし」のほか、各種説明書を提供しています。

## 1-10 税金の納付が遅れた場合

納税が期限(平成26年3月17日(月))に遅れた場合、あるいは振替納税をご利用の方が残高不足等により振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの**延滞税**がかかります。このような場合は、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は住所地等の所轄の税務署の納税窓口で、本税と併せて延滞税を納付してください。

※平成26年3月17日までに申告し、遅れて納付した場合の延滞税の割合は、平成26年3月18日から同年5月17日までの間は年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合、平成26年5月18日以降は年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合となります。

なお、特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

## 1-11 申告に誤りがあった場合など

●申告をした税額等に誤りがあった場合には、次の方法で申告内容を訂正してください。

	訂正方法
申告をした税額等が実際より少なかったとき	「修正申告」をして正しい額に訂正する(※1)。
申告をした税額等が実際より多かったとき	「更正の請求」をして正しい額への訂正を求める(※2)。

※1 誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が正しい額に更正します。

※2 更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

ただし、平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する所得税については、更正の請求ができる期間が法定申告期限から1年以内となりますので、ご注意ください。

なお、法定申告期限から1年を過ぎた場合であっても、増額更正ができる期間内(3年)であれば、「更正の申出書」を提出して、既に行った申告について正しい額に訂正すること(減額更正)を申し出ることができます。申出内容が正当と認められた場合は、納め過ぎの税金が還付されます(純損失等の金額に係る更正については、増額更正ができる期間が異なります)。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署におたずねください。

●期限内に申告することを忘れていた場合には、できるだけ早く申告するようにしてください。

なお、申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

●税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに**加算税**が賦課される場合があるほか、法定申告期限の翌日から納付日までの**延滞税**を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

## 1-12 売上高が1,000万円を超える場合(消費税について)

### 1. 平成25年分の課税売上高が1,000万円を超える方

平成25年分の課税売上高が1,000万円を超える方は、**平成27年分の消費税の課税事業者に該当します**。新たに課税事業者となる場合には、「消費税課税事業者届出書(基準期間用)」をすみやかに住所地等の所轄の税務署に提出してください。

消費税の納付税額は、原則として、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算します。ただし、平成25年分の課税売上高が5,000万円以下の場合には、「簡易課税制度」を選択することにより、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算せずに、課税売上げに係る消費税額に、一定の「みなし仕入率」を乗じた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付税額を計算できます。

平成27年分から簡易課税制度を適用して申告する場合には、平成26年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を住所地等の所轄の税務署に提出してください。

※1 平成26年分の基準期間である平成24年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(平成25年1月1日から同年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超える方は、**平成26年分の消費税の課税事業者に該当します**。なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。

上記の判定により課税事業者となる場合には、「消費税課税事業者届出書(特定期間用)」をすみやかに住所地等の所轄の税務署に提出してください。

※2 課税売上高とは、消費税の課税対象となる取引(事業活動に付随して行われる取引、例えば、事業用建物の売却なども含まれます。)の売上高をいいます。ほとんどの取引に係る売上高が課税売上高に該当しますが、土地の売却収入、住宅家賃、社会保険診療報酬など、消費税の非課税取引に係る収入等は除かれます。また、原稿料、印税、講演料、出演料、講師謝金、インターネットによるサイドビジネス収入なども課税売上高に該当します。

※3 一般課税の方(簡易課税制度の適用を受けない方)は、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿と請求書等の両方の保存がないと、仕入れや経費の支払の際の消費税分を控除することができませんのでご注意ください。



## 2. 平成23年分の課税売上高が1,000万円を超えている方

平成23年分の課税売上高が1,000万円を超えている方は、平成25年分の消費税の課税事業者になります。

※ 平成23年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(平成24年1月1日から同年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超える方は、平成25年分の消費税の課税事業者になります。

この場合、平成26年3月31日(月)までに消費税の確定申告と納税を行う必要があります。

消費税の一般的な事項や手続は「消費税のあらまし」を、申告や納税の手続は「消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」をご覧ください。

※ 国税庁ホームページでは、「消費税のあらまし」のほか、各種説明書及び届出書を提供しています。

消費税(地方消費税を含む。)の税率は、平成26年4月1日に、現行の5%から8%に引き上げられます。消費税率の引上げを含む消費税法の改正内容については、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」をご覧ください。

### ～お知らせ～

#### ◎平成26年1月から、個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は記帳と帳簿書類の保存が必要です。

##### ●対象となる方

個人の白色申告者のうち、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※ 所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります。

##### ●記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

##### ●帳簿書類の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

#### ◎国外財産調書制度が次のとおり創設されました。

- 居住者のうち非永住者以外の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する場合には、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その年の翌年の3月15日までに、住所地等の所轄の税務署に提出しなければなりません。

平成25年12月31日において有する国外財産に係る国外財産調書については、**平成26年3月17日(月)**が提出期限となっています。

- 国外財産調書を提出する方が、「財産及び債務の明細書」(➡17ページ)を提出する場合には、その財産及び債務の明細書には、国外財産調書に記載する国外財産については、記載を要しません。
- 国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税及び復興特別所得税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。
- 国外財産調書を提出期限内に提出しない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合(記載が不十分と認められる場合を含みます。)に、その国外財産に関して所得税及び復興特別所得税の申告漏れ(死亡した方に係るものを除きます。)が生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%加重されます。

※ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署におたずねください。

### ～市区町村からのお知らせ～ 詳しくは、お住まいの市区町村におたずねください。

#### ◎年金所得者に係る確定申告不要制度に伴う住民税の申告について

年金所得者に係る確定申告不要制度(➡15ページ)により所得税及び復興特別所得税の確定申告をしなかった場合で、次に当てはまるときは住民税の申告が必要です。

- ① 公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等)以外の各種控除の適用を受けるとき
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

#### ◎公的年金等に係る個人住民税の特別徴収(引き落とし)について

平成25年度において公的年金等からの特別徴収の対象となっていた方は原則として引き続き特別徴収により納税いただき、平成25年4月3日から平成26年4月2日までに誕生日を迎え65歳になられた方は、平成26年度より新たに特別徴収の対象者となります。

#### ◎ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附)をされた方について

ふるさと納税をされた方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告をすることにより、所得税の寄附金控除(➡22ページ)及び個人住民税の寄附金税額控除(➡33ページ)を受けることができます。

## 2. 申告手続の流れ

書類の準備から申告・納税までの流れを説明します。



確定申告に必要な書類を準備する

以下の書類等を準備します。

- 給与所得や公的年金等の源泉徴収票(原本)
- 私的年金等を受けている場合には支払金額などが分かるもの
- 医療費の領収書等、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書、生命保険料の控除証明書、地震保険料(旧)長期損害保険料)の控除証明書、寄附金の受領証 など

申告書を準備する

確定申告書は、「A」と「B」の2種類から、申告する内容に合わせて選択します。

確定申告書「A」と「B」には、それぞれ第一表と第二表があります。この手引きは**申告書B**を使用する方のためのものです。

次の表で、使用する申告書を確認してください。

申告書 A (第一表・第二表)	申告する所得が給与所得、雑所得、総合課税の配当所得、一時所得のみで、所得税及び復興特別所得税の予定納税額のない方が使用します。 ※ 前年分から繰り越された損失額を本年分から差し引く場合は、申告書Bを使用します。
申告書 B (第一表・第二表)	● 所得の種類にかかわらず、どなたも使用できます。 ● 変動所得や臨時所得について平均課税を選択する方は、申告書Bを使用します。

次のいずれかに該当する方は、申告書Bと分離用又は損失用を併用します。

分離用 (第三表)	申告分離課税(⇒1ページ)の所得がある方
損失用 (第四表)	● 所得金額が赤字の方 ● 所得金額から雑損控除額(⇒18ページ)を控除すると赤字になる方 ● 所得金額から繰越損失額(⇒31ページ)を控除すると赤字になる方

「添付書類台紙」を準備します。

源泉徴収票などの添付書類は、添付書類台紙(所得の内訳書を添付する場合は、内訳書の裏面)に貼って申告書と一緒に提出します。

申告内容に応じて、付表と計算書など次のものを準備します。

- 申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)
- 申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)
- 申告書(損失申告用)付表(東日本大震災の被災者の方用)
- 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)
- 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
- 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書
- 平成\_\_年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書(付表)組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書
- 給与所得者の特定支出に関する明細書
- 損益の通算の計算書
- 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
- 特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書
- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書
- 政党等寄附金特別控除額の計算明細書
- 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書
- 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書
- 特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書
- 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書
- 外国税額控除に関する明細書
- 居住形態等に関する確認書
- 所得の内訳書
- 財産及び債務の明細書
- 医療費の明細書(税務署では封筒として用意しています。) など

付表と計算書等を準備する

国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書を作成できます。ぜひご利用ください。

### ◆ 申告書の入手方法

申告書や添付書類台紙は、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

### ◆ タックスアンサー

税に関してよくあるご質問に対する情報提供を行っています。国税庁ホームページからご利用いただけます。

この「**確定申告の手引き 確定申告書B用**」のほかに、次の**説明書**などを用意しています。必要に応じてご覧ください。

- 確定申告の手引き(損失申告用)
- 譲渡所得の申告のしかた(記載例)
- 株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)
- 山林所得の申告のしかた(記載例)

また、左記の**明細書**や**計算書の書き方**などの**説明書**も用意しています。

- 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける方へ
- 給与所得者の特定支出控除について
- 住宅借入金等特別控除を受けられる方へ
- 特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ
- 政党等寄附金特別控除を受けられる方へ

### ◆ 付表・計算書等の入手方法

付表、計算書及び説明書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

この手引きの巻末には、下書き用の申告書を掲載しています。

この手引きの各項目の中には、**計算欄**を設けているものがありますので、書き込んでご利用ください。また、来年の申告の際の参考としてください。

この手引きの各項目の説明で使用する色は、申告書の該当欄と同じ色になっています。

例： 欄 → **収入金額等**

申告書を作成する(⇒9ページ)

申告書を作成します。

この手引きの解説に沿って、申告書を記入します。

※ 手順2から手順6では、この手引きで計算した金額等を申告書第一表・第二表のそれぞれの欄に記入します。

**手順1** ▶ 住所、氏名などを記入する (⇒11ページ)

**手順2** ▶ 収入金額等、▶ 所得金額を計算する (⇒12ページ)



申告書を作成する  
(⇒9ページ)

提出する書類を確認する  
(⇒36ページ)

申告書を提出する

納税する  
又は  
還付を受ける

- 手順3** ▶所得から差し引かれる金額(所得控除)を計算する  
(⇒18ページ)
- 手順4** ▶税金の計算をする (⇒27ページ)
- 手順5** ▶その他、▶延納の届出、▶還付される税金の受取場所を記入する (⇒31ページ)  
申告書第一表を完成させます。
- 手順6** ▶住民税、▶事業税に関する事項を記入する(⇒32ページ)  
申告書第二表を完成させます。

申告書のほか、申告する内容により源泉徴収票などを申告書に添付又は提示する必要があります。

※ 書類を添付する場合は、申告書の裏面に貼らずに、添付書類台紙などに貼って申告書と一緒に提出します。

平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、

**平成26年2月17日(月)から  
同年3月17日(月)までです。**

※ 平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は2月16日(日)から3月17日(月)までです。還付申告は、平成26年2月15日(土)以前でも行えます(税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、税務署では相談及び申告書の受付は行っていません)。

申告書の提出方法は次のとおりです。

- ① 郵便又は信書便により、住所地等の所轄の税務署に送付する。  
收受日付印のある確定申告書の控えが必要な場合は、複写により作成した(複写式でないものについては、ボールペン等で記載した)申告書の控えのほか返信用封筒(宛名をご記入の上、所要額の切手を貼付してください。)を同封してください。  
※ 申告書の控えへの收受日付印の押印は、收受の事実を確認するものであり、内容を証明するものではありません。
- ② 住所地等の所轄の税務署の受付に持参する。  
税務署の時間外収受箱への投函により、提出することもできます。
- ③ e-Taxで申告する(⇒39ページ)。  
「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等は、平成26年1月14日(火)から同年3月17日(月)の間は、24時間e-Taxにより送信できません(メンテナンス時間を除きます)。

納税する方

- ① 振替納税を利用する。  
平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告分(第3期分)の振替日は、**平成26年4月22日(火)**です。  
確実に振替納付できるよう、預貯金残高をご確認ください。
- ② 現金で納付する。  
平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告分(第3期分)の納期限は、**平成26年3月17日(月)**です。  
現金に納付書を添えて、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は住所地等の所轄の税務署の納税窓口で納付してください。
- ③ e-Taxで納付する。  
自宅等からインターネットを利用して納付できます。詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。  
※ 申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

税金の延納

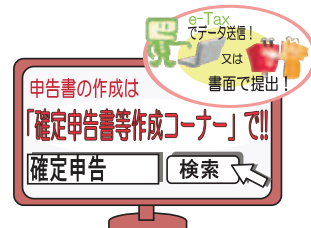
確定申告により納付する税金(申告書第一表④欄)の2分の1以上の金額を平成26年3月17日(月)までに納付すれば(振替納税利用の場合は、振替日に振替納付することで)、残りの額を同年6月2日(月)まで延納することができます。延納を希望される場合には、申告書第一表⑤・⑥欄に必要な事項を記入します(⇒31ページ)。

なお、延納期間中は、年「7.3%」と「特例基準割合」のいずれか低い割合で利子税がかかります。

還付を受ける方

申告書に記入した金融機関の預貯金口座に還付金が振り込まれます。

※ 預貯金口座への振込みによることができない場合には、最寄りのゆうちょ銀行各店舗又は郵便局に出向いて受け取る方法もあります。



税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っていませんので、ご注意ください。

ただし、一部の税務署では、**2月23日**と**3月2日**に限り日曜日でも、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。詳しくは、国税庁ホームページで確認されるか、最寄りの税務署におたずねください。

申告書を荷物扱いで送付することはできません。

確定申告書は、「信書」に当たることから税務署に送付する場合には、「郵便物」(第一種郵便物)又は「信書便物」として送付する必要があります(郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできません)。  
詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。

郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印を提出日とみなします。通信日付印が申告期限内となるよう、お早めに送付してください。

◆ 振替納税

振替納税は、金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされる便利な制度です。振替納税のお申込みは「振替納税の新規(変更)申込み」(⇒37ページ)をご利用ください。  
なお、振替納税は申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。

※ 転居等により所轄の税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税(変更)の手続が必要となります。

◆ 納付書

現金で所得税及び復興特別所得税を納付する場合は、納付書が必要で、納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。

納付書の記入方法は、納付書の裏面を参照してください。また、納付書の「税務署」欄に、申告書を提出した税務署名を必ず記入してください。

※ 金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。



第二表

平成 25 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

〒 100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1  
FA0073

手順1  
11ページ参照

住所 〇〇市△△町×-××-×  
 支店 〇〇市△△町×-××-×  
 支店名 国税店  
 氏名 国税 太郎

手順2  
12ページ参照

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
配当	株式の配当 〇〇電気株式会社	80,000	5,717
給与	給料 〇〇産業株式会社	1,920,500	40,000
雑	原稿料 〇〇出版	100,000	10,210
雑	原稿料 〇〇社	50,000	5,105
		<b>所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計</b>	<b>61,032</b>

30ページ参照

○ 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 61,032

12ページ/  
28ページ/  
計算明細書・  
説明書等  
(⇒7ページ)  
参照

○ 特別適用条文等 措法41の18の2 措法41の18の3

手順2  
12ページ参照

○ 雑所得 (公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
配当	上記のとおり	80,000	0	80,000
雑	上記のとおり	150,000	20,000	130,000
一時	生命保険金 〇〇生命	2,500,000	1,900,000	600,000

手順6  
32ページ参照

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
16歳未満の扶養親族	国税 二郎	子	平13.10.20	

事業税	非課税所得など	課税所得	課税金額
	損益通算の特例適用前の不動産所得	1,279,200	1,279,200

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
火災	25.5.9	住宅・家財
雑損控除	損害金額 5,800,000	保険金などで補填される金額 4,800,000 差引損失額のうち災害関連支出の金額 280,000
⑪ 医療費控除	支払医療費 341,400	保険金などで補填される金額 130,000
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類 支払保険料	⑬ 掛金の種類 支払掛金
国民健康保険 755,158	国民年金 541,440	⑭ 小規模企業共済 180,000
合計 1,296,598	合計 180,000	
⑭ 新生命保険料の計 204,000	旧生命保険料の計	
⑮ 介護医療保険料の計 25,000	旧長期損害保険料の計	
⑯ 寄附金の所在地・名称	〇〇市 日本赤十字社ほか	震災関連寄附金 80,000 上記以外の寄附金 200,000
⑰ 配偶者の氏名	国税 春子	配偶者控除
⑱ 扶養親族の氏名	国税 ハナ 国税 梅子	扶養控除
⑳ 扶養控除額の合計		121

手順3  
18ページ参照

手順2  
12ページ参照

○ 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	従事月数・程度	専従者給与(控除額)
国税 一郎	子	12月・外文販売 毎日8時間程度 従事	500,000
⑳ 専従者給与(控除)額の合計額			500,000

手順2  
12ページ参照

○ 配当に関する住民税の特例

非居住者の特別配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額
2,400	

寄附金	都道府県、市区町村分	衆 例	都道府県
税額控除	120,000	指定分	20,000
税額控除	120,000	市区町村	5,000

※「所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄で、所得の種類が数多くあるときなど書ききれないときは、「所得の内訳書」をご利用ください。  
 このほか第二表の各欄で書ききれないときは、欄を分割して記入してください。

- ※ 国税庁ホームページでは、このほかの記載例も提供しています。
- 不動産所得が赤字で給与所得がある場合
  - 総合短期譲渡所得がある場合
  - 本年分で差し引く繰越損失額がある場合
  - 死亡した人の準確定申告をする場合
  - 申告分離課税を選択した上場株式等の配当等に係る配当所得がある場合
  - 給与所得のほかに退職所得がある場合 ほか

知っておきたいこと  
申告手続の流れ  
記載例  
手順1  
手順2  
手順3  
手順4  
手順5  
手順6  
添付書類

振替納税申込み書  
下書き用申告書



# 手順1 住所、氏名などを記入する

第一表 〇〇 税務署長 26年2月17日 平成 25 年分の 所得税及び復興特別所得税の 確定申告書B

住所	〒XXXX-XXXX	フリガナ	コクセイ タロウ	国税					
又は 事業所 事務所 居所など	〇〇市△△町×-××-× □□市××町×-××	氏名	国税 太郎						
平成26年 1月1日 の住所	同上	性別	男	職業	〇〇小売業 国税商店	世帯主の氏名	国税太郎	世帯主との続柄	本人
		生年月日	3 39.08.01	電話番号	XXX-XXX-XXXX				
		種類	青色 分離 損失 修正	特農の表示	特農	番号		翌年以降送付不要	<input type="radio"/>

## 税務署長

住所地等の所轄の税務署名を記入します。

国税庁ホームページでは、各税務署の所在地及び管轄区域を掲載しています。

## 年 月 日

申告書の提出年月日を記入します。

## 表 題

「平成□□年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書B」の、□□内に「25」と記入し、空白に「確定」と記入します。

## 住 所

住所地の郵便番号と住所を記入します。

住所以外の事業所や事務所、居所などを所轄する税務署に申告をする方は、( )内の当てはまる文字を○で囲んだうえ、事業所等の所在地の郵便番号と、事業所等の所在地(上段)と住所(下段)を記入します。なお、住所地に代えて事業所等の所在地を納税地とする場合には、納税地の変更に関する届出が必要です。

## 平成 年1月1日の住所

「平成 年」の空白に「26」と記入し、平成26年1月1日現在の住所を記入します。

## 氏名・フリガナ

申告をする方の氏名とフリガナを記入し、押印します。

フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とします。姓と名の間は一文字空けて記入します。

## 性 別

性別を○で囲みます。

## 職 業

職業を記入します。

個人事業者の方は、事業の内容を具体的に記入します(青果小売業、自動車板金塗装業など)。複数の事業を兼業している方は、全ての事業について記入します。

## 屋号・雅号

事業に係る屋号や雅号がある場合に記入します。

## 世帯主の氏名・世帯主との続柄

世帯主の氏名と世帯主からみた申告をする方の続柄を記入します。

## 生年月日

元号に対応する数字(下表)、年月日(各数字2桁)の順に記入します。

例：昭和39年8月1日の場合

生年月日

明治	1
大正	2
昭和	3
平成	4

## 電話番号

連絡先電話番号を市外局番から記入し、その連絡先区分(自宅・勤務先・携帯)を○で囲みます。

## 種 類

該当する全ての項目の文字を○で囲みます。

青色申告者	青色
申告書第三表(分離課税用)を使用する方	分離
申告書第四表(損失申告用)を使用する方	損失

## 特農の表示

平成25年中の農業所得の金額が平成25年分の所得金額の合計額の70%を超え、しかもその農業所得の金額のうち9月1日以後に得られる分が70%を超える方は、特農の文字を○で囲みます。

## 翌年以降送付不要

税務署から申告書用紙が送付されている方で、翌年以降、申告書用紙の送付が必要のない方は、次のように○を記入します。

翌年以降送付不要   ← ○を記入

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」(➡表紙)では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成できます。

第二表 平成 25 年分の 所得税及び復興特別所得税の 確定申告書B

住所	〇〇市△△町×-××-×
屋号	国税商店
フリガナ	コクセイ タロウ
氏名	国税 太郎

- 申告書第一表と同様に申告書第二表にも、表題、住所、屋号及び氏名を記入します。
- 住所以外の事業所や事務所、居所などを所轄する税務署に申告をする方は、その所在地を記入します。
- 税務署から申告書用紙が送付されている方は、住所、屋号及び氏名が印字されていますので、その住所、屋号及び氏名に誤り等がある場合には訂正してください。

## 手順2 ▶ 収入金額等、▶ 所得金額を計算する

所得の種類ごとに、1年間の収入金額から必要経費等の収入から差し引かれる金額を差し引いて、所得金額を計算します。

事業所得	➔ 12ページ	利子所得	➔ 12ページ	給与所得	➔ 14ページ	譲渡所得	➔ 16ページ
不動産所得	➔ 12ページ	配当所得	➔ 13ページ	雑所得	➔ 15ページ	一時所得	➔ 17ページ

※ 手順2では、総合課税(➔1ページ)の対象となる所得について説明しています。

### 事業所得(営業等・農業)

第一表 ㉗㉘㉙㉚

#### 所得の概要

次の事業などから生ずる所得

営業等所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業などのいわゆる営業</li> <li>● 医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業</li> <li>● 漁業などの事業 など</li> </ul>
農業所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農産物の生産、果樹などの栽培</li> <li>● 養蚕、農家が兼営する家畜・家さんの飼育</li> <li>● 酪農品の生産 など</li> </ul>

※ 事業所得は、事業税の対象になる場合があります(➔34ページ)。

#### 添付書類

総収入金額及び必要経費の内訳を記載した、青色申告決算書や収支内訳書

#### 所得の計算

総収入金額から必要経費を差し引きます。

※ 次の①と②のいずれにも該当する方は、事業所得・雑所得の金額の計算について特例があります。

- ① 家内労働者や外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方
  - ② 事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する金額と給与所得の収入金額との合計額が65万円未満の方
- 詳しくは、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける方へ」を参照してください。

#### 申告書の書き方

**第一表** 青色申告決算書又は収支内訳書から、収入金額を ㉗欄 又は ㉘欄 に、所得金額を ㉙欄 又は ㉚欄 に、専従者給与(控除)額の合計額を ㉛欄 に、青色申告特別控除額を ㉜欄 に転記します。

- 第二表**
- 「**所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)**」欄 に該当事項を記入します。
  - 「**事業専従者に関する事項**」欄 に、事業専従者の氏名、生年月日、従事月数などを記入します。  
※ 程度・仕事の内容は、白色申告者のみ記入します。
  - 社会保険診療報酬(措法26)、転廃業助成金(措法28の3)などの課税の特例の適用を受ける方は、「**特例適用条文等**」欄 に該当条文を記入します。

### 不動産所得

第一表 ㉟㊱

#### 所得の概要

土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機などの貸付けから生ずる所得

※ 不動産の貸付けに際して受ける権利金、更新料、名義書換料なども不動産所得になります。借地権などの設定により一時に受ける権利金などには譲渡所得になるものがあります。

※ 不動産所得は、事業税の対象になる場合があります(➔34ページ)。

#### 添付書類

総収入金額及び必要経費の内訳を記載した、青色申告決算書や収支内訳書

#### 所得の計算

総収入金額から必要経費を差し引きます。

#### 申告書の書き方

**第一表** 青色申告決算書又は収支内訳書から、収入金額を ㉟欄 に、所得金額を ㊱欄 に、専従者給与(控除)額の合計額を ㊲欄 に、青色申告特別控除額を ㊳欄 に転記します。

※ 不動産所得の金額が赤字の方で、「土地等を取得するために要した負債の利子の額」を必要経費に算入した場合の書き方は、「青色申告決算書(不動産所得用)の書き方」、「収支内訳書(不動産所得用)の書き方」を参照してください。

- 第二表**
- 「**所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)**」欄 に該当事項を記入します。
  - 「**事業専従者に関する事項**」欄 に、事業専従者の氏名、生年月日、従事月数などを記入します。  
※ 程度・仕事の内容は、白色申告者のみ記入します。

### 利子所得

第一表 ㊴㊵

#### 所得の概要

公社債や預金の利子、合同運用信託や公社債投資信託の収益の分配などによる所得

※ 一般的に、利子所得は、源泉分離課税(➔2ページ)ですから申告は不要です。ただし、国外で支払われる預金等の利子など、国内で源泉徴収されないものなどは申告が必要です。

#### 所得の計算

収入金額が、そのまま所得金額となります。

#### 申告書の書き方

**第一表** 収入金額(所得金額)を ㊴欄 及び ㊵欄 に記入します。

所得の概要

株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く）や特定受益証券発行信託の収益の分配などの所得

※ 上場株式等の配当等（大口株主等を除く）に係る配当所得については、申告分離課税を選択することができます。この場合、申告書B（第一表・第二表）と分離用（第三表）等を使用します。詳しくは、「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」を参照してください。

設例

上場株式等に係る剰余金の配当

配当等の収入金額（税込み） **㉒**：80,000円  
 負債の利子 **㉑**：0円

① **㉒** 80,000円 - **㉑** 0円 = **㉓** 80,000円

配当所得の金額は、80,000円です。

② 所得税及び復興特別所得税：

$㉒$  80,000円  $\times$  0.07147 = 5,717円

③ 住民税：**㉒** 80,000円  $\times$  0.03 = 2,400円

第一表

配	当	④	80000
配	当	⑤	80000

第二表

○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）			
所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
配当	株式の配当 ○○電気株式会社	80,000	5,717

計算欄

配当等の収入金額（税込み）	（合計）	円	<b>A</b>
負債の利子		円	<b>B</b>
配当所得の金額 （ <b>A</b> - <b>B</b> ）	（赤字のときは0円）	円	<b>C</b>

※ 負債の利子は、株式を買ったり出資をしたりするために借り入れた負債の利子に限ります。ただし、有価証券の譲渡による所得に係るものは除きます。

申告書の書き方

第一表 計算欄**A**の金額を **④欄** に、計算欄**C**の金額を **⑤欄** に転記します。

第二表 「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄と「雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項」欄及び「住民税・事業税に関する事項」欄（→32ページ）に、該当事項を記入します。

添付書類

上場株式等に係る配当等について申告する場合は、申告する配当等の種類に応じた次の書類

- オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- 上場株式配当等の支払通知書 ● 特定口座年間取引報告書

配当所得の課税方法

1. 源泉徴収制度

上場株式等に係る配当等（大口株主等を除く）

支払金額に対して所得税及び復興特別所得税（7.147%）、住民税（3%）が源泉徴収等されています。なお、平成26年1月1日以後の支払金額に対しては、所得税及び復興特別所得税（15.315%）、住民税（5%）が源泉徴収等されます。

配当等を申告する場合は、源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額を「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄に、住民税額を「住民税・事業税に関する事項」欄にそれぞれ記入します。

未上場株式等に係る配当等や上場株式等に係る配当等（大口株主等）

支払金額に対して所得税及び復興特別所得税（20.42%）のみが源泉徴収されています。

源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額を「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄に記入します。

2. 申告分離課税制度

上場株式等の配当等（大口株主等を除く）に係る配当所得は、総合課税に代えて、7%（住民税3%）の所得税の税率による申告分離課税を選択することができます。この場合には、上場株式等の譲渡損失の金額と損益通算することができます。ただし、この制度を選択すると、配当控除を受けられません。

※ 1 所得税と併せて復興特別所得税（→30ページ）がかかります。

※ 2 確定申告をする上場株式等に係る配当等（大口株主等を除く）の全てについて総合課税とするか、全てについて申告分離課税とするかのいずれかを選択する必要があります。

3. 確定申告不要制度

次の配当等は、確定申告をしないで源泉徴収で済ませる確定申告不要制度があります。この制度を選択すると、配当控除や所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の控除を受けられません。

- 少額配当
- 上場株式等に係る配当等（大口株主等を除く）
- 特定株式投資信託・公募証券投資信託の収益の分配
- 特定投資法人の投資口の配当等

※ 1 1回に支払を受けるべき配当等の額ごとに選択できます（4.の源泉徴収口座を除く）。

※ 2 特定投資法人の投資口の配当等は、確定申告をする場合であっても配当控除は受けられません。

◆ 大口株主等

上場会社等の発行済株式等の3%以上を保有する方をいいます。

◆ 少額配当

1 銘柄について1回に支払を受けるべき金額が、次により計算した金額以下であるものをいいます。

$10$ 万円  $\times$  配当計算期間の月数（最高12か月）  $\div$  12

※ 「配当計算期間」とは、その配当等の直前の支払に係る基準日の翌日から、その配当等の支払に係る基準日までの期間をいいます。

4. 源泉徴収を行う特定口座（源泉徴収口座）

源泉徴収口座に受け入れた上場株式等に係る配当等は同一口座内の上場株式等の譲渡所得等と損益通算ができ、その口座ごとに確定申告不要制度を選択できます。

また、源泉徴収口座内の譲渡所得等と同一口座内の配当所得のいずれかのみを申告することもできますが、源泉徴収口座内の譲渡損失を申告する場合には、同一口座内の配当所得の金額を併せて申告する必要があります。詳しくは、「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」を参照してください。



# 給与所得

第一表 **カ** **⑥**

## 所得の概要

俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を持っている給与に係る所得  
 ※ 給与所得者の特定支出控除が改正されています(➡4ページ)。  
 給与所得者の特定支出控除について、詳しくは、「給与所得者の特定支出控除について」を参照してください。

## 申告書の書き方

**第一表** 計算欄**㊦**の金額を **カ欄** に、計算欄**㊧**の金額を **⑥欄** に転記します。

※1 給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけである場合、「給与所得の源泉徴収票」の「支払金額」を **㊦欄** に、「給与所得控除後の金額」を **⑥欄** に転記します。

※2 **「区分」**の□は、給与所得者の特定支出控除を受ける場合のみ記入します。

**第二表** **「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄**に該当事項を記入します。

## 添付書類

給与等の支払者から受領した、給与所得の源泉徴収票(原本)

## 計算欄

給与等の収入金額(税込み)	(合計)		<b>A</b>
		円	
<b>㊦</b> の金額	給与所得の金額		
～650,999円		0円	
651,000円～1,618,999円	$\text{㊦} - 650,000\text{円}$		
1,619,000円～1,619,999円		969,000円	
1,620,000円～1,621,999円		970,000円	
1,622,000円～1,623,999円		972,000円	
1,624,000円～1,627,999円		974,000円	
1,628,000円～1,799,999円	$\text{㊦} \div 4$ (千円未満の端数切捨て)	$\text{㊧} \times 2.4$	<b>C</b>
	,000円	円	
1,800,000円～3,599,999円	$\text{㊦} \div 4$ (千円未満の端数切捨て)	$\text{㊧} \times 2.8 - 180,000\text{円}$	
	,000円	円	
3,600,000円～6,599,999円	$\text{㊦} \div 4$ (千円未満の端数切捨て)	$\text{㊧} \times 3.2 - 540,000\text{円}$	
	,000円	円	
6,600,000円～9,999,999円	$\text{㊦} \times 0.9 - 1,200,000\text{円}$		
		円	
10,000,000円～14,999,999円	$\text{㊦} \times 0.95 - 1,700,000\text{円}$		
		円	
15,000,000円～	$\text{㊦} - 2,450,000\text{円}$		
		円	

## 設例

給与等の収入金額 **㊦** : 1,920,500円

※ 給与等を2か所以上から受けている場合には、給与等の収入金額の合計額を計算欄**㊦**に記入し、給与所得の金額を計算します。

①  $\text{㊦} 1,920,500\text{円} \div 4 = 480,125\text{円} \rightarrow \text{㊧} 480,000\text{円}$ (千円未満の端数切捨て)

②  $\text{㊧} 480,000\text{円} \times 2.8 - 180,000\text{円} = \text{㊣} 1,164,000\text{円}$

給与所得の金額は、1,164,000円です。

**第一表**

金	給	与	㊦	1	9	2	0	5	0	0
金	給	与	㊧	1	1	6	4	0	0	0

**第二表**

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
給与	給料 〇〇産業株式会社	1,920,500円	40,000円

所得の概要

他の所得に当てはまらない次のような所得

公的年金等	国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給 など
その他	原稿料、講演料、印税、放送出演料、貸金の利子、生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金 など

※ 以下の所得は課税されません。

- 増加恩給(併給される普通恩給を含む)
- 死亡した方の勤務に基づいて支給される遺族年金
- 条例に定められた心身障害者扶養共済制度により受ける給付金
- 相続等により取得した年金受給権に係る生命保険契約等に基づく年金のうち、相続税や贈与税の課税対象となった部分 など

申告書の書き方

第一表

- 計算欄㊦の金額を ㊦欄 に、計算欄㊧の金額を ㊧欄 に転記します。
- 計算欄㊨の金額を ㊨欄 に転記します。

第二表

「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄と「雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項」欄に、該当事項を記入します。

添付書類

公的年金等の支払者から受領した、公的年金等の源泉徴収票(原本)

設例

65歳未満の場合

公的年金等の収入金額 ㊦: 2,028,000円  
 その他の雑所得の収入金額 ㊧: 1,287,840円  
 その他の雑所得の必要経費 ㊨: 1,008,812円

- ㊦  $2,028,000円 \times 0.75 - 375,000円$   
 $=$  ㊨  $1,146,000円$
- ㊧  $1,287,840円 -$  ㊨  $1,008,812円$   
 $=$  ㊩  $279,028円$
- ㊨  $1,146,000円 +$  ㊩  $279,028円$   
 $=$  ㊪  $1,425,028円$

雑所得の金額は、1,425,028円です。

第一表	額 雑	公的年金等 ㊦	2028000
	その他 ㊧	1287840	

額 雑	㊨	1425028
-----	---	---------

○ 所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)			
所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額 円	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 円
雑	○年金 ○組合	2,028,000	47,017
雑	○積立年金 ○保険	1,287,840	28,488

○ 雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項				
所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費等 円	差引金額 円
雑	上記のとおり	1,287,840	1,008,812	279,028

◎ 年金所得者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

※ 所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を出す必要があります(▶3ページ)。

※ 住民税については6ページを参照してください。

計算欄(「公的年金等の雑所得」と「その他の雑所得」に分けて計算します)

▶ 公的年金等の雑所得

公的年金等の収入金額(合計) (税込み)	円	㊦
-------------------------	---	---

● 昭和24年1月2日以後に生まれた方(65歳未満の方)の計算

㊦の金額	公的年金等の雑所得の金額	B
～700,000円	0円	
700,001円～1,299,999円	㊦ - 700,000円 円	
1,300,000円～4,099,999円	㊦ × 0.75 - 375,000円 円	
4,100,000円～7,699,999円	㊦ × 0.85 - 785,000円 円	
7,700,000円～	㊦ × 0.95 - 1,555,000円 円	

● 昭和24年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の方)の計算

㊦の金額	公的年金等の雑所得の金額	B
～1,200,000円	0円	
1,200,001円～3,299,999円	㊦ - 1,200,000円 円	
3,300,000円～4,099,999円	㊦ × 0.75 - 375,000円 円	
4,100,000円～7,699,999円	㊦ × 0.85 - 785,000円 円	
7,700,000円～	㊦ × 0.95 - 1,555,000円 円	

▶ その他の雑所得

その他の雑所得の収入金額(合計) (税込み)	円	C
必要経費	円	D
差引金額(㊧ - ㊨)	円	E

※ 家内労働者等に該当する方は、事業所得(営業等・農業)(▶12ページ)を参照してください。

▶ 雑所得(公的年金等の雑所得とその他の雑所得を合計します)

雑所得の金額(㊨ + ㊩)	円	F
---------------	---	---

所得の概要

ゴルフ会員権や金地金、船舶、機械、特許権、漁業権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得

譲渡した資産を取得してから譲渡するまでの保有期間により、短期と長期に分けられます。

短期	保有期間が5年以内の資産の譲渡
長期	保有期間が5年を超える資産の譲渡

申告書の書き方

- 第一表**
- 計算欄㊦の金額を㊦欄に、計算欄㊧の金額を㊧欄に転記します。
  - 一時所得がない場合…計算欄㊦の金額を㊨欄に転記します。  
※ この場合㊦欄と㊧欄は収入金額ではなく所得金額となり、また、㊨欄は㊦欄の金額と、㊧欄を2分の1した金額の合計額になります。
  - 一時所得がある場合…譲渡所得の計算後、一時所得を計算し、一時所得の計算欄㊦の金額を㊨欄に転記します。

**第二表** 「雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項」欄に、該当事項を記入します。

設例

長期の譲渡所得のみで一時所得がない場合

長期の譲渡所得の収入金額（譲渡価額）㊦：	3,600,000円
取得費等 ㊧：	2,500,000円

① ㊦ 3,600,000円 - ㊧ 2,500,000円  
= ㊨ 1,100,000円

② ㊨ 1,100,000円 > 500,000円  
→ ㊩ 500,000円

③ ㊨ 1,100,000円 - ㊩ 500,000円  
= ㊪ 600,000円

長期の譲渡所得の金額は、600,000円です。

④ ㊪ 600,000円 × 0.5 = ㊫ 300,000円(㊬)

**第一表**

譲渡	長期	㊦	600000
総合譲渡・一時	㊨	㊩	300000

**第二表**

○ 雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項				
所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
長期譲渡	ゴルフ会員権 〇〇ゴルフクラブ	3,600,000円	2,500,000円	1,100,000円

計算欄①（短期と長期の譲渡所得に分けて計算します）

▶ 短期の譲渡所得

収入金額（譲渡価額）	円	A
取得費等（※1）	円	B
差引金額（※2） (A - B)	円	C

- ※1 取得費等とは、譲渡資産の取得費（既に事業所得などの必要経費に算入した金額を除く）から、償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。
- ※2 赤字のとき又は事業所得と不動産所得のいずれかに赤字があるときは、税務署におたずねください。

特別控除額 (Cの金額と50万円の) (いずれか少ない方の金額)	円	D
短期譲渡所得の金額 (C - D)	円	E

▶ 長期の譲渡所得

収入金額（譲渡価額）	円	F
取得費等（上記※1）	円	G
差引金額（※3） (F - G)	円	H

- ※3 赤字のとき又は事業所得と不動産所得のいずれかに赤字があるときは、税務署におたずねください。

特別控除額 (Hの金額と(50万円 - I)の) (いずれか少ない方の金額)	円	I
長期譲渡所得の金額 (H - I)	円	J

計算欄②（一時所得がない場合）

- ※ 一時所得がある場合には、この欄は使用せず、次の一時所得の計算欄①、計算欄②により計算します。

㊬ × 0.5	円	K
「総合譲渡・一時」欄の金額 (E + K)	円	L



所得の概要

臨時・偶発的なもので対価性のない次のような所得

- 賞金や懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金
- 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金

申告書の書き方

第一表

- 計算欄㉔の金額を ㉗欄 に転記します。
- 計算欄㉕の金額を ㉘欄 に転記します。
- ※ この場合 ㉗欄 は収入金額ではなく所得金額となり、また、㉘欄 は ㉗欄 と長期譲渡所得金額の合計の2分の1の金額と、短期譲渡所得金額の合計額になります。

第二表

「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄と「雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項」欄に、該当事項を記入します。

設例

一時所得のみで譲渡所得がない場合

一時所得の収入金額 M : 2,500,000円

収入を得るために支出した金額 N :

1,900,000円

- ① M 2,500,000円 - N 1,900,000円 = Q 600,000円
- ② Q 600,000円 > 500,000円 → R 500,000円
- ③ Q 600,000円 - R 500,000円 = S 100,000円  
一時所得の金額は、100,000円です。
- ④ S 100,000円 × 0.5 = T 50,000円 (U)

計算欄①（一時所得を計算します）

一時所得の収入金額 (税込み)	(合計)	円	M
収入を得るために 支出した金額		円	N
差引金額 (M-N)	(赤字のときは0円)	円	O
特別控除額 ( Oの金額と50万円の いずれか少ない方の金額 )		円	P
一時所得の金額 (O-P)		円	Q

※ 事業所得、不動産所得、総合課税の譲渡所得のいずれかに赤字があるときは、この計算欄を使用しないで、税務署におたずねください。

計算欄②（譲渡所得と一時所得を合計します）

短期譲渡所得金額 (総合課税の譲渡所得：計算欄㉔)		円	R
長期譲渡所得金額 (総合課税の譲渡所得：計算欄㉕)		円	S
(R+S) × 0.5		円	T
「総合譲渡・一時」欄の金額 (R+T)		円	U

第一表

一時 ㉗ 100000

第二表

総合譲渡・一時 ㉘ 50000

○ 雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
一時	生命保険金 ○生命	2,500,000 円	1,900,000 円	600,000 円

所得金額の合計

①欄から⑧欄を合計し、㉙欄に記入します。

※ 所得金額の合計を行う場合で、事業所得(営業等・農業)や不動産所得、山林所得、総合課税の譲渡所得の金額に赤字があるときは、その赤字をその他の各種所得金額の黒字から控除します。これを損益通算といいます。

損益通算をする場合には、次の点にご注意ください。

- ① 総合課税の譲渡所得や一時所得がない場合で、第一表の①欄、②欄、③欄のいずれかの所得金額に赤字があるときには、そのまま各種所得を合計して計算します。
  - ② ①以外のときは計算が複雑ですから、税務署におたずねください。なお、赤字の所得が数多くある場合には、「損益の通算の計算書」を使用して計算することもできます。
- ※ 第一表㉔欄「本年分で差し引く繰越損失額」(➡31ページ)に記載がある場合、①欄から⑧欄の合計金額から、㉔欄の金額を差し引いた金額を ㉙欄 に記入します。

退職所得以外の各種の所得金額の合計額が2,000万円を超える方

平成25年12月31日現在の財産の種類や数量、価額、債務の金額などの明細を記載した「財産及び債務の明細書」を申告書と一緒に提出します。

なお、国外財産調書(➡6ページ)を提出する方が、財産及び債務の明細書を提出する場合には、その財産及び債務の明細書には、国外財産調書に記載する財産については、記載を要しません。



あなたの1,000円は  
このように使われています。  
(平成25年度一般会計予算)

- 私たちの健康や生活を守るために…………… 314円
- 国債を返したり利子を支払ったりするために…………… 240円
- 県や市町村の財政を調整するために…………… 177円
- 教育や科学技術をさかんにするために…………… 58円
- 道路や住宅などの整備のために…………… 57円
- 国の防衛のために…………… 51円
- その他…………… 103円

## 手順3 ▶ 所得から差し引かれる金額(所得控除)を計算する

雑損控除	→18ページ	生命保険料控除	→20ページ	勤労学生控除	→24ページ	扶養控除	→25ページ
医療費控除	→18ページ	地震保険料控除	→22ページ	障害者控除	→24ページ	基礎控除	→25ページ
社会保険料控除	→20ページ	寄附金控除	→22ページ	配偶者控除	→25ページ		
小規模企業共済等掛金控除	→20ページ	寡婦・寡夫控除	→24ページ	配偶者特別控除	→25ページ		

### 雑損控除

第一表 ⑩ 第二表 ⑩

#### 控除の概要

次のいずれかに該当する場合の控除

- あなたや、平成25年分の総所得金額等(→26ページ)が38万円以下の配偶者その他の親族で、生計を一にする(→26ページ)方が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合
- あなたが災害等に関連してやむを得ない支出(災害関連支出(※1))をした場合

生活に通常必要でない資産(書画、骨とう、貴金属、別荘など)の災害による損失は雑損控除の対象となりませんが、平成25年分や平成26年分の総合課税の譲渡所得(→16ページ)から差し引くことができます。

平成25年分の所得金額の合計額(※2)が1,000万円以下の方が、災害により住宅や家財の価額の2分の1以上に損害を受けた場合は、雑損控除と災害減税法による税金の減免(→29ページ)との、いずれか有利な方(※3)を選ぶことができます。

- ※1 災害関連支出とは、災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などのためにした支出をいいます。なお、災害関連支出のうち、災害により生じた土砂を除去するための支出などについては、災害のやんだ日から1年以内(大規模な災害の場合等には、災害のやんだ日から3年以内)に支出したものが対象となります。
- ※2 総所得金額等から、申告分離課税の所得に係る特別控除額を差し引いた後の所得金額をいいます。
- ※3 雑損控除と災害減税法による税金の減免とのいずれの適用を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や損害金額などにより異なります。

#### 申告書の書き方

第一表 計算欄①の金額を⑩欄に転記します。

第二表 「⑩雑損控除」欄に該当事項を記入します。

#### 添付又は提示する書類

災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書

### 医療費控除

第一表 ⑪ 第二表 ⑪

#### 控除の概要

あなたや生計を一にする(→26ページ)配偶者その他の親族のために平成25年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合の控除

#### 計算欄

損害金額 (災害関連支出の金額を含む)	(合計)	円	A
保険金などで 補填される金額		円	B
差引損失額 (A - B)	(赤字のときは0円)	円	C
第一表⑨欄 + 退職所得金額 + 山林所得金額(※)		円	D
④ × 0.1	(赤字のときは0円)	円	E
④ - ⑤	(赤字のときは0円)	円	F

※ほかに申告分離課税(→1ページ)の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前の金額)の合計額を加算します。

④のうち 災害関連支出の金額		円	G
④ - 50,000円	(赤字のときは0円)	円	H
雑損控除額 (⑥と⑦のいずれか 多い方の金額)		円	I

#### 設例

損害金額 ④: 5,800,000円  
 保険金などで補填される金額 ⑤: 4,800,000円  
 第一表⑨欄 ④: 8,070,400円  
 災害関連支出の金額 ⑥: 280,000円

- ① ④ 5,800,000円 - ⑤ 4,800,000円 = ⑥ 1,000,000円
  - ② ④ 8,070,400円 × 0.1 = ⑦ 807,040円
  - ③ ⑥ 1,000,000円 - ⑦ 807,040円 = ⑧ 192,960円
  - ④ ⑥ 280,000円 - 50,000円 = ⑨ 230,000円
  - ⑤ ⑧ 192,960円 < ⑨ 230,000円 → ⑩ 230,000円
- 雑損控除額は、230,000円になります。

第一表 雑損控除 ⑩ 230000

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
	火災	25.5.9	住宅・家財
	損害金額	円	円
	5,800,000	円	円
	保険金などで補填される額	円	円
	4,800,000	円	円
	差引損失額のうち災害関連支出の金額	円	円
	280,000		

#### 申告書の書き方

第一表 計算欄⑩の金額を⑪欄に転記します。

第二表 「⑪医療費控除」欄に該当事項を記入します。

## 添付又は提示する書類

- 医療費の領収書等
- 医療費の支払先が多い場合や支払った医療費が高額な場合はその内訳などを記入した「医療費の明細書」(➡7ページ)

※ 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」は「領収書等」には当たりません。

## 設 例

支払った医療費 ㊦：341,400円  
 保険金などで補填される金額 ㊧：130,000円  
 第一表㊨欄 ㊩：8,070,400円

- ① ㊦ 341,400円 - ㊧ 130,000円 = ㊪ 211,400円
- ② ㊩ 8,070,400円 × 0.05 = ㊫ 403,520円
- ③ ㊫ 403,520円 > 100,000円 → ㊬ 100,000円
- ④ ㊪ 211,400円 - ㊬ 100,000円 = ㊭ 111,400円

医療費控除額は、111,400円になります。

## 計算欄

支払った医療費	(合計)	円	A
保険金などで補填される金額		円	B
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)	円	C
第一表㊨欄 + 退職所得金額 + 山林所得金額(※)		円	D
㊩ × 0.05	(赤字のときは0円)	円	E
㊩と10万円のいずれか少ない方の金額		円	F
医療費控除額 (C - E)	(最高200万円、赤字のときは0円)	円	G

※ ほかに申告分離課税(➡1ページ)の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前の金額)の合計額を加算します。

### 第一表

所得	医療費控除	①	111,400
----	-------	---	---------

### 第二表

① 医療費控除	支払医療費	341,400	円	保険金などで補填される金額	130,000	円
---------	-------	---------	---	---------------	---------	---

## ● 医療費控除の対象となる医療費

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの(例示)	控除の対象に含まれないもの(例示)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医師、歯科医師による診療や治療の対価</li> <li>● 治療のためのあんまマッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師などによる施術の対価</li> <li>● 助産師による分べんの介助の対価</li> <li>● 医師等による一定の特定保健指導の対価</li> <li>● 介護福祉士等による喀痰吸引等の対価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>医師等による診療等を受けるために直接必要なもの</u>で、次のような費用                         <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通院費</li> <li>○ 医師等の送迎費</li> <li>○ 入院の対価として支払う部屋代や食事代</li> <li>○ 医療用器具の購入や賃借のための費用</li> <li>○ 義手、義足、松葉づえや義歯等の購入の費用</li> <li>○ 身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用などに当たるもの</li> <li>○ 6か月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書(「おむつ使用証明書」)のあるもの</li> </ul> </li> <li>● 介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用</li> <li>● 健康診断の費用</li> <li>● 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金</li> <li>● 治療を受けるために直接必要としない、近視や遠視のための眼鏡等の購入費用</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 親族に支払う療養上の世話の対価</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 治療や療養に必要な医薬品の購入の対価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用</li> <li>● 医師等の処方や指示により、医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 親族などから人的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼</li> </ul>

※ 1 人間ドックなどの健康診断や特定健康診査の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けるとき、又は特定健康診査を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときには、健康診断や特定健康診査の費用も医療費控除の対象となります。

※ 2 おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

※ 3 医療費は、平成25年中に実際に支払ったものに限って控除の対象となります。未払となっている医療費は、実際に支払った年の医療費控除の対象となります。

※ 4 医療費控除の対象となる介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価については、「医療費控除を受けられる方へ」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。)をご覧ください。

## ● 保険金などで補填される金額

保険金などで補填される金額とは、次の①から④に当たるものをいいます。

① 生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補填を目的として支払を受ける医療保険金や入院費給付金、傷害費用保険金など

② 社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規定に基づき、医療費の支払の事由を給付原因として支給を受ける給付金  
 ※ 健康保険法の規定により支給を受ける療養費や出産育児一時金、家族出産育児一時金、家族療養費、高額療養費、高額介護合算療養費など

③ 医療費の補填を目的として支払を受ける損害賠償金

④ 任意の互助組織から医療費の補填を目的として支払を受ける給付金



## 社会保険料控除

第一表 ⑫ 第二表 ⑫

## 控除の概要

あなたや生計を一にする(⇒26ページ)配偶者その他の親族が負担することになっている次のような社会保険料で、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料がある場合の控除

健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料 など

※ 生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から引き落としされている国民健康保険料(税)や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。

なお、国民健康保険料(税)や後期高齢者医療保険料で、あなたが口座振替によりその保険料を支払った場合には、あなたの控除の対象となります。

## 申告書の書き方

第一表 支払保険料の合計額を ⑫欄 に記入します。

第二表 「⑫社会保険料控除」欄 に、社会保険の種類、支払保険料の金額及び合計額を記入します。

※ 源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額を記入する場合は、社会保険の種類欄に「源泉徴収票のとおり」と記入します。

## 添付又は提示する書類

国民年金保険料及び国民年金基金の掛金についてこの控除を受ける場合は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けている場合は、添付又は提示は不要です。

## 小規模企業共済等掛金控除

第一表 ⑬ 第二表 ⑬

## 控除の概要

あなたが次の掛金を支払った場合の控除

- 小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く)掛金
- 確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金
- 条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金

## 添付又は提示する書類

支払った掛金額の証明書

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けている場合は、添付又は提示は不要です。

## 申告書の書き方

第一表 支払掛金の合計額を ⑬欄 に記入します。

第二表 「⑬小規模企業共済等掛金控除」欄 に、掛金の種類、支払掛金の金額及び合計額を記入します。

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けた金額を記入する場合は、掛金の種類欄に「源泉徴収票のとおり」と記入します。

## 生命保険料控除

第一表 ⑭ 第二表 ⑭

## 控除の概要

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除く)がある場合の控除

※ 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料(新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料)と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料(旧生命保険料、旧個人年金保険料)は、生命保険料控除の控除額の計算方法が異なります。

## 申告書の書き方

第一表 計算欄㊦の金額を ⑭欄 に転記します。

## 設 例 ①

支払った新生命保険料 ㊦：204,000円

① ㊦ 204,000円×0.25 + 20,000円 = 71,000円

② 71,000円 > 40,000円 → ㊦ 40,000円 (㊧、㊨)

生命保険料控除額は、40,000円になります。

## 添付又は提示する書類

● 支払額などの証明書(旧生命保険料に係るもので1契約9千円以下のものを除きます。)

※ 1 新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の区分は、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。

※ 2 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けている場合は、添付又は提示は不要です。

第二表 「⑭生命保険料控除」欄 のそれぞれの区分に応じ、計算欄㊦、㊧、㊨、㊩、㊪の金額をそれぞれ転記します。

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けた金額を記入する場合は、「源泉徴収票のとおり」と記入します。

第一表 ⑭ 生命保険料控除 ⑭ 40000

⑭	新生命保険料の計	204,000円	旧生命保険料の計	円
生料	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
命控				
保	介護医療保険料の計			
険除				

## 設 例 ②

支払った旧生命保険料 **A** : 24,000円  
 支払った旧個人年金保険料 **B** : 102,000円  
 支払った新生命保険料 **E** : 37,000円  
 支払った新個人年金保険料 **F** : なし  
 支払った介護医療保険料 **G** : 82,000円

- ① **A** 24,000円 < 25,000円 → **C** 24,000円  
 ② **B** 102,000円 × 0.25 + 25,000円  
 = 50,500円 > 50,000円 → **D** 50,000円  
 ③ **E** 37,000円 × 0.5 + 10,000円 = **H** 28,500円  
 ④ **G** 82,000円 × 0.25 + 20,000円  
 = 40,500円 > 40,000円 → **J** 40,000円 (**M**)

- ⑤ **C** 24,000円 + **H** 28,500円  
 = 52,500円 > 40,000円 → **K** 40,000円  
 ⑥ **D** 50,000円、**I** なし → **L** 50,000円  
 ⑦ **K** 40,000円 + **L** 50,000円 + **M** 40,000円  
 = 130,000円 > 120,000円 → **N** 120,000円

生命保険料控除額は、120,000円になります。

### 第一表

⑭ 生命保険料控除	⑰	1	2	0	0	0	0
-----------	---	---	---	---	---	---	---

### 第二表

⑭ 新生命保険料の計	37,000円	旧生命保険料の計	24,000円
新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	102,000
介護医療保険料の計	82,000		

## 計算欄

### ● 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料

旧生命保険料		旧個人年金保険料	
支払った保険料	(合計) <b>A</b>	支払った保険料	(合計) <b>B</b>
<b>A</b> / <b>B</b> の金額	控除額	<b>A</b> / <b>B</b> の金額	控除額
~ 25,000円	<b>A</b> の金額 円 <b>C</b>	<b>B</b> の金額 円 <b>D</b>	
25,001円~ 50,000円	$\mathbf{A} \times 0.5 + 12,500$ 円 円 <b>C</b>	$\mathbf{B} \times 0.5 + 12,500$ 円 円 <b>D</b>	
50,001円~	$\mathbf{A} \times 0.25 + 25,000$ 円 (最高5万円) 円 <b>C</b>	$\mathbf{B} \times 0.25 + 25,000$ 円 (最高5万円) 円 <b>D</b>	

### ● 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく保険料

新生命保険料		新個人年金保険料		介護医療保険料	
支払った保険料	(合計) <b>E</b>	支払った保険料	(合計) <b>F</b>	支払った保険料	(合計) <b>G</b>
<b>E</b> / <b>F</b> / <b>G</b> の金額	控除額	<b>E</b> / <b>F</b> の金額	控除額	<b>G</b> の金額	控除額
~ 20,000円	<b>E</b> の金額 円 <b>H</b>	<b>F</b> の金額 円 <b>I</b>		<b>G</b> の金額 円 <b>J</b>	
20,001円~ 40,000円	$\mathbf{E} \times 0.5 + 10,000$ 円 円 <b>H</b>	$\mathbf{F} \times 0.5 + 10,000$ 円 円 <b>I</b>		$\mathbf{G} \times 0.5 + 10,000$ 円 円 <b>J</b>	
40,001円~	$\mathbf{E} \times 0.25 + 20,000$ 円 (最高4万円) 円 <b>H</b>	$\mathbf{F} \times 0.25 + 20,000$ 円 (最高4万円) 円 <b>I</b>		$\mathbf{G} \times 0.25 + 20,000$ 円 (最高4万円) 円 <b>J</b>	
合計	<b>C</b> + <b>H</b> (最高4万円) ( <b>C</b> のみについて適用を受ける場合は、 最高5万円)※ <b>K</b>	<b>D</b> + <b>I</b> (最高4万円) ( <b>D</b> のみについて適用を受ける場合は、 最高5万円)※ <b>L</b>		<b>J</b> (最高4万円) <b>M</b>	

※ **K**又は**L**の計算において、新生命保険料及び旧生命保険料の両方又は新個人年金保険料及び旧個人年金保険料の両方を支払っている場合で、その両方について生命保険料控除の適用を受けるときは、それぞれ4万円が適用限度額となりますが、例えば**K**の計算において、新生命保険料10万円、旧生命保険料15万円を支払った場合のように、旧生命保険料のみについて生命保険料控除の適用を受ける場合の控除額(5万円)が新旧両方の生命保険料について生命保険料控除の適用を受ける場合の控除額(4万円)よりも有利になる場合には、旧生命保険料のみについて生命保険料控除の適用を受けることにより、5万円を限度に生命保険料控除を受けることができます。新個人年金保険料と旧個人年金保険料の場合も同様です。

なお、この場合であっても、**K**+**L**+**M**の金額の合計額は12万円が限度となります。

### ▶ 生命保険料控除額

生命保険料控除額 ( <b>K</b> + <b>L</b> + <b>M</b> )	(最高12万円)	<b>N</b>
--	----------	----------

## 地震保険料控除

第一表 ⑮ 第二表 ⑮

### 控除の概要

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除く)がある場合の控除

### 申告書の書き方

第一表 計算欄 ㊦ の金額を ⑮ 欄 に転記します。

第二表

- 計算欄 ㊦ に計算欄 ㊨ の金額を記入したとき  
「⑮地震保険料控除」欄の「地震保険料の計」欄に計算欄 ㊦ の金額を、「旧長期損害保険料の計」欄に計算欄 ㊨ の金額をそれぞれ転記します。
  - 計算欄 ㊦ に計算欄 ㊩ の金額を記入したとき  
「⑮地震保険料控除」欄の「地震保険料の計」欄に計算欄 ㊦ の金額を、「旧長期損害保険料の計」欄に計算欄 ㊩ の金額をそれぞれ転記します。
- ※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けた金額を記入する場合は、「源泉徴収票のとおり」と記入します。

### 添付又は提示する書類

支払額などの証明書

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けている場合は、添付又は提示は不要です。

### 設 例

支払った地震保険料 ㊦ : 25,000円

㊦ 25,000円(㊨) < 50,000円 → ㊨(㊩) 25,000円(㊫)  
地震保険料控除額は、25,000円になります。

第一表

地震保険料控除	⑮	25000
---------	---	-------

第二表

地震保険料の計	25,000円	旧長期損害保険料の計	
---------	---------	------------	--

※ 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(保険期間や共済期間が10年以上の契約で、満期返戻金などを支払う旨の特約があるものなど)で平成19年1月1日以後契約の変更をしていないものについて、あなたが支払った保険料((旧)長期損害保険料)がある場合を含みます。

### 計算欄(保険契約の別に記入します)

※ 1 地震保険料及び(旧)長期損害保険料の両方の支払が証明された保険契約が2以上ある場合は、税務署におたずねください。  
※ 2 保険契約の区分は、損害保険会社等が発行する証明書に表示されています。

保険契約の別に証明された支払保険料		保険料の金額	
保険契約の区分	地震保険料のみの場合	(合計)	円
	地震保険料と(旧)長期損害保険料の両方がある場合	地震保険料	円
		(旧)長期損害保険料	円
	(旧)長期損害保険料のみの場合	(合計)	円
㊦+㊨		円	㊬
㊦+㊩		円	㊭

### ▶ 地震保険料控除額

㊦ の金額	～10,000円	㊨ の金額	円	㊮
	10,001円～	㊨ × 0.5 + 5,000円(最高15,000円)	円	
㊦ + ㊮		(最高5万円)	円	㊯
㊦ の金額	～10,000円	㊩ の金額	円	㊰
	10,001円～	㊩ × 0.5 + 5,000円(最高15,000円)	円	
㊦ + ㊰		(最高5万円)	円	㊱
地震保険料控除額 (㊨と㊱のいずれが多い方の金額)			円	㊲

## 寄附金控除

第一表 ⑯ 第二表 ⑯

### 控除の概要

あなたが次の支出をした場合の控除

- 国や地方公共団体に対する寄附金
- 社会福祉法人に対する寄附金
- 一定の特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- 特定の政治献金
- 公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金
- 認定NPO法人等に対して、認定又は仮認定の有効期間内に支出した寄附金
- 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額
- 震災関連寄附金 など

※ 認定NPO法人等とは、所轄庁(都道府県知事又は指定都市の長)の認定(若しくは仮認定)を受けた認定NPO法人(若しくは仮認定NPO法人)又は国税庁長官の認定を受けた旧認定NPO法人をいいます。

※ 震災関連寄附金とは、平成23年3月11日から平成25年12月31日までの間に支出した国に対する寄附金や、東日本大震災により著しい被害が発生した地方公共団体に対する寄附金、東日本大震災義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体に寄附したものなどをいいます。

※ 特定の政治献金のうち政党や政治資金団体に対するものや、認定NPO法人等や一定の公益社団法人等に対するもの、震災関連寄附金のうち特定のものを支出した場合には、それぞれ政党等寄附金特別控除(➡28ページ)や認定NPO法人等寄附金特別控除(➡28ページ)、公益社団法人等寄附金特別控除(➡28ページ)、特定震災指定寄附金特別控除(➡29ページ)と寄附金控除のいずれか有利な方を選ぶことができます。

なお、いずれの控除の適用を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額又は政治献金の額や寄附金の額などにより異なりますので「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」や「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」、「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」で計算の上確認してください。



## 申告書の書き方

### 第一表

計算欄□の金額を⑩欄に転記します。  
 なお、震災関連寄附金について寄附金控除を受ける場合には、⑩欄の「区分」の□に「I」と記入します。

## 添付又は提示する書類

- 寄附した団体などから交付された寄附金の受領証
- 特定の公益法人や学校法人などに対する寄附や、一定の特定公益信託の信託財産とするための支出については、その法人や信託が適格であることなどの証明書又は認定証の写し
- 政治献金については、選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」

- ※1 確定申告書を提出するときまでに「寄附金(税額)控除のための書類」が間に合わない場合は、この書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、この書類が交付されたいすみやかに税務署に提出します。
- ※2 特定新規中小会社が発行した株式(復興指定会社が発行した復興株式を含みます。)の取得に要した金額について寄附金控除を受ける場合は、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ」を参照してください。

## 設例

以下の①から⑨に対して寄附金を支払った場合

- ① ●●県 .....30,000円
- ② □□市 .....10,000円
- ③ 日本赤十字社の東日本大震災義援金 .....50,000円
- ④ 中央共同募金会の東日本大震災義援金 .....30,000円
- ⑤ 住所地の日本赤十字社支部(③を除く).....115,000円
- ⑥ 住所地の都道府県共同募金会(社会福祉法人)(④を除く) ..... 5,000円
- ⑦ 公益財団法人▲▲(住所地の都道府県が条例で指定) .....15,000円
- ⑧ 認定NPO法人△△(住所地の都道府県・市区町村ともに条例で指定) .....5,000円
- ⑨ 社会福祉法人◆◆(住所地の都道府県・市区町村ともに条例で未指定) .....30,000円

- 上のうち③及び④については震災関連寄附金に該当  
③+④=80,000円→震災関連寄附金の額A
- 上のうち①、②、⑤、⑦、⑨については震災関連寄附金以外の特定寄附金に該当  
①+②+⑤+⑦+⑨=200,000円→A以外の寄附金の額B
- 上のうち⑥については公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)の適用を選択
- 上のうち⑧については認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)の適用を選択

### ◎ 個人住民税の寄附金税額控除について

個人住民税の寄附金税額控除を受ける場合は、「住民税・事業税に関する事項」欄の「寄附金税額控除」欄に記入が必要です。区分ごとに控除額が異なりますので、手引き(➡33ページ)をよくご確認の上ご記入ください。

### 第二表

- 「⑩寄附金控除」欄に、寄附先の所在地・名称を記入し、「震災関連寄附金」欄に計算欄Aの金額を、「上以外の寄附金」欄に計算欄Bの金額を転記します。
- 「住民税・事業税に関する事項」欄(➡33ページ)に、該当事項を記入します。

## 計算欄

震災関連寄附金の額(※1)	(合計)	_____円	A
A以外の寄附金の額(※1)	(合計)	_____円	B
第一表⑨欄+退職所得金額 +山林所得金額(※2)		_____円	C
C×0.4	(赤字のときは0円)	_____円	D
BとDのいずれか少ない方の金額		_____円	E
C×0.8	(赤字のときは0円)	_____円	F
A+E		_____円	G
FとGのいずれか少ない方の金額		_____円	H
寄附金控除額 (H-2,000円)	(赤字のときは0円)	_____円	I

- ※1 政党等寄附金特別控除や認定NPO法人等寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除、特定震災指定寄附金特別控除を受ける金額は記入しません。
- ※2 ほかに申告分離課税(➡1ページ)の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前の金額)の合計額を加算します。

震災関連寄附金の額 A : 80,000円  
 A以外の寄附金の額 B : 200,000円  
 第一表⑨欄 C : 8,070,400円

- ① C 8,070,400円×0.4 = D 3,228,160円
  - ② B 200,000円 < D 3,228,160円 → E 200,000円
  - ③ C 8,070,400円×0.8 = F 6,456,320円
  - ④ A 80,000円 + E 200,000円 = G 280,000円
  - ⑤ F 6,456,320円 > G 280,000円 → H 280,000円
  - ⑥ H 280,000円 - 2,000円 = I 278,000円
- 寄附金控除額は、278,000円になります。

### 第一表

寄附金控除 区分 I ⑩ 278000

### 第二表

寄附金の種類	寄附先の所在地・名称	金額
⑩ 寄附金控除	□□市 日本赤十字社ほか	80,000円
	震災関連寄附金	80,000円
	上以外の寄附金	200,000円

寄附金税額控除	都道府県、市区町村区分	120,000円	条例指定分	都道府県 20,000円
	住所地の共同募金会、日赤支部	120,000円		市区町村 5,000円



## 配偶者控除

第一表 ㉑ 第二表 ㉑～㉓

### 控除の概要

あなたに控除対象配偶者(➡26ページ)がいる場合の控除

※ 配偶者控除を受ける方は、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。

### 申告書の書き方

第一表 控除額を ㉑～㉒欄 に記入します。  
※「区分」の□は、記入しません(配偶者特別控除を受ける場合のみ記入します。)

配偶者(特別)控除	区分	㉑	㉒	3	8	0	0	0	0	0
-----------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

### 控除される金額

区分	控除額
一般の控除対象配偶者	38万円
老人控除対象配偶者(➡26ページ)	48万円

第二表 「㉑～㉓配偶者(特別)控除・扶養控除」欄に、配偶者の氏名・生年月日を記入し、「配偶者控除」の□をチェック(✓)します。

㉑	配偶者の氏名	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 配偶者控除
㉒	国税 春子	明・大 昭・平 41.6.1	<input type="checkbox"/> 配偶者特別控除

## 配偶者特別控除

第一表 ㉒ 第二表 ㉑～㉓

### 控除の概要

あなたに生計を一にする(➡26ページ)配偶者がいる場合で、配偶者の合計所得金額(➡26ページ)に応じて受けられる控除

<配偶者特別控除を受けるための要件>

次のいずれにも該当する場合は、

- あなたの平成25年分の合計所得金額が1,000万円以下である
- 配偶者が次のいずれにも該当する
  - イ.あなたと生計を一にしている
  - ロ.青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない

- 八.平成25年分の合計所得金額が38万円を超え、76万円未満である
- 二.配偶者があなたを対象として配偶者特別控除を受けていない

※ 収入がパート収入(一般的には、給与所得となる)のみの配偶者の場合は、その収入金額から計算した給与所得の金額(➡14ページ)が、配偶者の合計所得金額になります。

※ 収入が公的年金等のみの配偶者の場合は、その収入金額から計算した雑所得の金額(➡15ページ)が、配偶者の合計所得金額になります。

※ 配偶者控除を受ける方(配偶者の合計所得金額が38万円以下の方)は、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。

### 控除される金額

配偶者の合計所得金額	控除額
～380,000円	0円
380,001円～399,999円	38万円
400,000円～449,999円	36万円
450,000円～499,999円	31万円
500,000円～549,999円	26万円
550,000円～599,999円	21万円
600,000円～649,999円	16万円
650,000円～699,999円	11万円
700,000円～749,999円	6万円
750,000円～759,999円	3万円
760,000円～	0円

### 申告書の書き方

第一表 ㉑～㉒欄の「区分」の□に「1」と記入し、控除額を記入します。

配偶者(特別)控除	区分	㉑	㉒	1	1	1	0	0	0	0
-----------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

配偶者の合計所得金額を ㉔欄 に記入します。

配偶者の合計所得金額	㉔	6	6	0	0	0	0
------------	---	---	---	---	---	---	---

第二表 「㉑～㉓配偶者(特別)控除・扶養控除」欄に、配偶者の氏名・生年月日を記入し、「配偶者特別控除」の□をチェック(✓)します。

㉑	配偶者の氏名	生年月日	<input type="checkbox"/> 配偶者控除
㉒	国税 春子	明・大 昭・平 41.6.1	<input checked="" type="checkbox"/> 配偶者特別控除

## 扶養控除

第一表 ㉓ 第二表 ㉑～㉓

### 控除の概要

あなたに控除対象扶養親族(➡26ページ)がいる場合の控除

※ 扶養親族(➡26ページ)のうち、16歳未満(平成10年1月2日以後に生まれた方)の扶養親族については、扶養控除の適用はありません。

### 控除される金額

区分	控除額
一般の控除対象扶養親族	38万円
特定扶養親族(➡26ページ)	63万円
老人扶養親族(➡26ページ)	
同居老親等	58万円
同居老親等以外	48万円

### 申告書の書き方

第一表 控除額の合計額を ㉓欄 に記入します。

扶養控除	㉓	1	2	1	0	0	0	0
------	---	---	---	---	---	---	---	---

第二表 「㉑～㉓配偶者(特別)控除・扶養控除」欄に、控除対象扶養親族の氏名・続柄・生年月日・控除額を記入し、「㉓扶養控除額の合計」欄に、控除額の合計額を記入します。

控除対象扶養親族の氏名	続柄	生年月日	控除額
国税 ハナ	母	明・大 昭・平 15.3.3	58 万円
国税 梅子	子	明・大 昭・平 6.9.1	63
㉓ 扶養控除額の合計			121 万円

※ 16歳未満の扶養親族がいる場合には、「住民税・事業税に関する事項」欄に、該当事項を記入します(➡32ページ)。

## 基礎控除

第一表 ㉔

### 控除の概要

全ての方に適用される控除

### 控除される金額

38万円(この控除は必ず記入してください)



⑩欄から⑳欄を合計し、㉔欄に記入します。

この手引きにおいて使用している用語の解説です。

#### ◆ 総所得金額等

次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。

- ① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益通算(➡17ページ)後の金額)
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の2分の1の金額

ただし、次の繰越控除を受けている場合は、**その適用後の金額**をいいます。

- 純損失や雑損失の繰越控除
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

#### ◆ 合計所得金額

次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。

- ① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益通算(➡17ページ)後の金額)
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の2分の1の金額

ただし、「◆ 総所得金額等」で掲げた繰越控除を受けている場合は、**その適用前の金額**をいいます。

#### ◆ 生計を一にする

日常生活の資を共にすることをいいます。

会社員、公務員などが勤務の都合により家族と別居している又は親族が修学、療養などのために別居している場合でも、①生活費、学資金又は療養費などを常に送金しているときや、②日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

#### ◆ 障害者

平成25年12月31日(年の中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、次のいずれかに該当する、精神や身体に障害のある方

- 身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方
- 精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方
- 65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方 など

タックスアンサー(➡7ページ)では、このほかの用語についてもキーワードで検索できます。

#### ◆ 特別障害者

障害者のうち、次の特に重度の障害のある方

- 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方
- 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている方
- 重度の知的障害者と判定された方
- いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方 など

#### ◆ 同居特別障害者

特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のごなたかとの同居を常としている方

#### ◆ 控除対象配偶者

配偶者のうち、次のいずれにも該当する方

- 平成25年12月31日(年の中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、あなたと生計を一にしている
  - 平成25年分の合計所得金額が38万円以下である
  - 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない
- ※ 収入がパート収入(一般的には、給与所得となる)のみの配偶者の場合は、その収入金額から計算した給与所得の金額が、配偶者の合計所得金額になります(➡14ページ)。
- ※ 収入が公的年金等のみの配偶者の場合は、その収入金額から計算した雑所得の金額が、配偶者の合計所得金額になります(➡15ページ)。

#### ◆ 老人控除対象配偶者

控除対象配偶者のうち、昭和19年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)

#### ◆ 扶養親族

平成25年12月31日(年の中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、次のいずれにも該当する方

- 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)、都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)、市町村長から養護を委託された老人である
- あなたと生計を一にしている
- 平成25年分の合計所得金額が38万円以下である
- 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない

#### ◆ 控除対象扶養親族

扶養親族のうち、平成10年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)

#### ◆ 特定扶養親族

控除対象扶養親族のうち、平成3年1月2日から平成7年1月1日までの間に生まれた方(年齢が19歳以上23歳未満の方)

#### ◆ 老人扶養親族

控除対象扶養親族のうち、昭和19年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)

#### ◆ 同居老親等

老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方

## 手順4 ▶ 税金の計算をする

### 課税される所得金額・課税される所得金額に対する税額

第一表 ②⑥②⑦

#### 申告書の書き方

第一表

計算欄④の金額を ②⑥欄 に、計算欄④の金額を ②⑦欄 に転記します。

※ 平均課税を選択した方は、「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書」で計算した金額を、②⑦欄 に転記します。

※ 申告分離課税の所得がある方は、②⑥欄 を記入する必要はありません。また、②⑦欄 は第三表の②⑥欄の税額を転記します。

#### 設例

所得金額の合計 ④：8,070,400円

所得から差し引かれる金額の合計 ④：

4,880,998円

① ④ 8,070,400円 - ④ 4,880,998円 = 3,189,402円  
→ ④ 3,189,000円(千円未満の端数切捨て)

② ④ 3,189,000円 × 0.1 = 97,500円  
= ④ 221,400円

課税される所得金額は、3,189,000円、

課税される所得金額に対する税額は、221,400円です。

#### 計算欄① (課税される所得金額の計算)

所得金額の合計	(第一表④欄の金額)	_____円	A
所得から差し引かれる金額の合計	(第一表②⑥欄の金額)	_____円	B
差引金額(※) (A - B)	(千円未満の端数切捨て)	_____,000円	C

※ 1,000円未満の場合(赤字の場合を含む)は、0円となります。

#### 計算欄② (課税される所得金額に対する税額の計算)

④の金額	課税される所得金額に対する税額	
0円		0円
1,000円～ 1,949,000円	④ × 0.05	_____円
1,950,000円～ 3,299,000円	④ × 0.1 - 97,500円	_____円
3,300,000円～ 6,949,000円	④ × 0.2 - 427,500円	_____円
6,950,000円～ 8,999,000円	④ × 0.23 - 636,000円	_____円
9,000,000円～ 17,999,000円	④ × 0.33 - 1,536,000円	_____円
18,000,000円～	④ × 0.4 - 2,796,000円	_____円

## 配当控除

第一表 ②⑧

#### 控除の概要

次の配当等に係る配当所得がある場合の控除  
※ 申告分離課税(▶13ページ)を選択したものなどは配当控除の適用はありません。

##### ● 内国法人から支払を受ける配当

※ 特定目的会社及び投資法人からの配当、基金利息、確定申告をしないことを選択した配当等を除きます。

##### ● 特定株式投資信託(外国株価指数に投資を行うものを除く)及び特定証券投資信託の収益の分配

なお、次の方は右の計算欄は使用できません。

##### ● 特定証券投資信託の収益の分配がある方は、「特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書」を使用して計算します。

##### ● 申告分離課税(▶1ページ)の所得がある方は、税務署におたずねください。

##### ◆ 特定証券投資信託

公社債投資信託以外の証券投資信託(特定株式投資信託を除く)のうち、特定外貨建等証券投資信託以外のものをいいます。詳しくは、「特定証券投資信託に係る配当控除を受けられる方へ」を参照してください。

#### 申告書の書き方

第一表

計算欄④の金額を ②⑧欄 に転記します。

#### 計算欄

配当所得の金額(※) (配当控除の対象となるもの)	(第一表⑤欄の金額)	_____円	A
課税される所得金額	(第一表②⑧欄の金額)	_____,000円	B
④ - 1,000万円	(赤字のときは0円)	_____円	C
④ - C	(赤字のときは0円)	_____円	D
④ × 0.1		_____円	E
(A - D) × 0.05		_____円	F
配当控除額 (E + F)		_____円	G

※ 他の所得の赤字と損益通算(▶17ページ)する前の配当所得の金額です。

## 第一表 29

## 「 29 」(区分)

## 第一表

事業を営む方で、「試験研究を行った場合の所得税額の特別控除」など、事業所得等の特例に係る税額控除の適用を受ける場合には、29欄の左側空欄に「投資税額等」、[区分]の□に「I」と記入し、29欄に控除額を記入します。

## 第二表

「特例適用条文等」欄に該当条文を記入します。

## 第一表 30

## (特定増改築等)住宅借入金等特別控除

## 控除の概要

住宅借入金等を利用して家屋の新築、購入又は増改築等をして平成11年1月1日以後(平成13年7月1日から平成15年12月31日までの間を除く)に居住の用に供した時点で、一定の要件を満たすときの控除

詳しくは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を参照してください。

## 申告書の書き方

## 第一表

「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」で計算した金額を30欄に転記します。

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けた金額を記入する場合には、源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」欄の額(摘要欄の「住宅借入金等特別控除可能額」に金額が記載されている場合はその額)を30欄に転記します。

※ [区分]の□は、東日本大震災の被災者の方で適用期間の特例や住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例、重複適用の特例の適用を受ける場合のみ記入します。

詳しくは、「東日本大震災により自己の所有する家屋が被害を受け居住の用に供することができなくなった場合に住宅借入金等特別控除等を受けられる方へ」を参照してください。

## 第二表

居住開始年月日を「特例適用条文等」欄に記入します。

※ 住宅借入金等特別控除の控除額の特例の適用を受ける場合は、居住開始年月日の頭部に(特)と、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例の適用を受ける場合は(認)と、バリアフリー改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合は(増)と、省エネ改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合は(断)などと記入します。

## 第一表 31

## 政党等寄附金特別控除

## 控除の概要

あなたが行った特定の政治献金のうち、政党や政治資金団体に対するものがある場合の控除

詳しくは、「政党等寄附金特別控除を受けられる方へ」を参照してください。

※ 政治献金について寄附金控除(▶22ページ)を受けた場合には、重ねてこの控除を受けることはできません。

なお、いずれの控除を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や政治献金の額などにより異なります。

## 申告書の書き方

## 第一表

「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」を参照してください。

なお、[区分]の□は、この特別控除のほかに特定震災指定寄附金特別控除の適用を受ける場合のみ記入します。

## 第一表 32

## 認定NPO法人等寄附金特別控除

## 控除の概要

あなたが認定NPO法人等に寄附金を支出した場合で一定の要件を満たすときの控除

詳しくは、「認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を参照してください。

※ 認定NPO法人等に支出した寄附金について寄附金控除(▶22ページ)を受けた場合には、重ねてこの控除を受けることはできません。

なお、いずれの控除を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や寄附金の額などにより異なります。

## 申告書の書き方

## 第一表

「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」を参照してください。

なお、[区分]の□は、この特別控除のほかに特定震災指定寄附金特別控除の適用を受ける場合のみ記入します。

## 第一表 33

## 公益社団法人等寄附金特別控除

## 控除の概要

あなたが公益社団法人や公益財団法人、学校法人等、社会福祉法人、更生保護法人に寄附金を支出した場合で一定の要件を満たすときの控除

詳しくは、「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を参照してください。

※ 公益社団法人等に支出した寄附金について寄附金控除(▶22ページ)を受けた場合には、重ねてこの控除を受けることはできません。

なお、いずれの控除を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や寄附金の額などにより異なります。

## 申告書の書き方

## 第一表

「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」を参照してください。

なお、[区分]の□は、この特別控除のほかに特定震災指定寄附金特別控除の適用を受ける場合のみ記入します。



## 特定震災指定寄附金特別控除

第一表 34

### 控除の概要

あなたが震災関連寄附金のうち被災者支援活動に必要な資金に充てられるものとして一定の認定NPO法人等又は中央共同募金会に対して支出した寄附金がある場合で一定の要件を満たすときの控除

詳しくは、「特定震災指定寄附金特別控除を受けられる方へ」を参照してください。

### 申告書の書き方

第一表 「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」を参照してください。  
なお、「区分」の□は、「1」と記入します。

※ 特定震災指定寄附金について寄附金控除(⇒22ページ)を受けた場合には、重ねてこの控除を受けることはできません。なお、いずれの控除を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や寄附金の額などにより異なります。

## 住宅耐震改修特別控除

第一表 35

### 控除の概要

家屋の耐震改修をした場合で一定の要件を満たすときの控除

詳しくは、「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」を参照してください。

### 申告書の書き方

第一表 35～37欄の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」の□に「1」と記入し、「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」で計算した金額を転記します。

※ 住宅特定改修特別税額控除又は認定長期優良住宅新築等特別税額控除がある方は、「区分」の□に「4」と記入し、合計額を記入します。

## 住宅特定改修特別税額控除

第一表 36

### 控除の概要

家屋のバリアフリー改修工事又は省エネ改修工事をした場合で一定の要件を満たすときの控除

詳しくは、「住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ」を参照してください。

### 申告書の書き方

第一表 35～37欄の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区分」の□に「2」と記入し、「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書」で計算した金額を転記します。

※ 住宅耐震改修特別控除又は認定長期優良住宅新築等特別税額控除がある方は、「区分」の□に「4」と記入し、合計額を記入します。

## 認定長期優良住宅新築等特別税額控除

第一表 37

### 控除の概要

認定長期優良住宅を新築又は新築の認定長期優良住宅を購入した場合で一定の要件を満たすときの控除

詳しくは、「認定長期優良住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ」を参照してください。

### 申告書の書き方

第一表 35～37欄の「認定長期優良」の文字を○で囲み、「区分」の□に「3」と記入し、「認定長期優良住宅新築等特別税額控除額の計算明細書」で計算した金額を転記します。

※ 住宅耐震改修特別控除又は住宅特定改修特別税額控除がある方は、「区分」の□に「4」と記入し、合計額を記入します。

## 差引所得税額

第一表 38

27欄の金額から、28欄、29欄、30欄、31欄、32欄、33欄、34欄、35欄、36欄、37欄の金額を差し引いた金額(赤字の場合は「0」)を38欄に記入します。

## 災害減免額

第一表 39

### 減免の概要

平成25年分の所得金額の合計額(※)が1,000万円以下の方が災害により住宅や家財について損害を受け、その損害額(保険金、損害賠償金などで補填される部分を除く)が、住宅や家財の価額の2分の1以上である場合に受けられる税金の減免

※ 総所得金額等(⇒26ページ)から、申告分離課税(⇒1ページ)の所得に係る特別控除額を差し引いた後の所得金額で判定します。

- 損害について雑損控除(⇒18ページ)を受けた場合には、重ねてこの減免を受けることはできません。  
なお、いずれの適用を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や損害金額などにより異なります。

### 軽減される額

所得金額の合計額	所得税の軽減額
500万円以下	全額免除
500万円超750万円以下	2分の1の軽減
750万円超1,000万円以下	4分の1の軽減

### 申告書の書き方

第一表 所得税の軽減額を39欄に記入します。

## 再差引所得税額(基準所得税額)

第一表 ④〇

③⑧欄の金額から③⑨欄の金額を差し引いた金額を ④〇欄 に記入します。

## 復興特別所得税額

第一表 ④①

## 概要

基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算した金額

## 設例

基準所得税額 **A** : 209,400円

**A** 209,400円 × 0.021 = **B** 4,397円

復興特別所得税額は、4,397円になります。

## 申告書の書き方

第一表 計算欄④の金額を ④①欄 に転記します。

## 計算欄

基準所得税額	(第一表④欄の金額)	円	<b>A</b>
復興特別所得税額 ( <b>A</b> × 0.021)		円	<b>B</b>

## 所得税及び復興特別所得税の額

第一表 ④②

④①欄の金額と④①欄の金額の合計額を ④②欄 に記入します。

## 外国税額控除

第一表 ④③

## 控除の概要

平成25年中に納付した外国所得税がある場合などの控除

## 申告書の書き方

第一表 「外国税額控除を受けられる方へ」を参照してください。

## 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

第一表 ④④

## 概要

給与や年金などの支払者において、あらかじめ差し引かれた所得税及び復興特別所得税の額

※ 源泉分離課税(➡2ページ)の所得や確定申告をしないことを選択した配当所得(➡13ページ)などに係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、控除できません。

## 申告書の書き方

第一表 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額を ④④欄 に記入します。

第二表 「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄 に該当事項を記入します。

※ 「所得の内訳書」を添付する方は、所得の種類ごとに所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額を記入します。

※ 退職所得や申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得、株式等の譲渡所得等を併せて申告する場合は、それらの所得に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額も記入します。

## 所得税及び復興特別所得税の申告納税額

第一表 ④⑤

④②欄の金額から、④③欄、④④欄の金額を差し引き、次により ④⑤欄 に記入します。

- 差し引いた金額が黒字の場合…100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字の金額が100円未満の場合は「0」)
- 差し引いた金額が赤字の場合…金額の頭に「△」又は「-」を付けてそのままの金額

## 所得税及び復興特別所得税の予定納税額

第一表 ④⑥

予定納税をした方は、その金額を ④⑥欄 に記入します。

なお、税務署から申告書用紙が送付されている方は、所得税及び復興特別所得税の予定納税額が印字されています。

※ 税務署から通知を受けた予定納税について、実際に納めたかどうかにかかわらず、第1期分と第2期分の合計額を記入します。

## 所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額

第一表 ④⑦④⑧

④⑤欄の金額から④⑥欄の金額を差し引き、次により記入します。

- 差し引いた金額が黒字の場合…100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字の金額が100円未満の場合は「0」)を ④⑦欄 に記入
- 差し引いた金額が赤字の場合…そのままの金額を ④⑧欄 に記入

※ 所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額とは、所得税及び復興特別所得税の申告納税額から所得税及び復興特別所得税の予定納税額(第1期分・第2期分)を差し引いた額で、確定申告により納付する又は還付されるものをいいます。

## 手順5 ▶ その他、▶ 延納の届出、▶ 還付される税金の受取場所を記入する

### 配偶者の合計所得金額

第一表 ④9

配偶者特別控除(▶25ページ)を受ける場合に、配偶者の平成25年分の合計所得金額(▶26ページ)を④9欄に記入します。

### 専従者給与(控除)額の合計額

第一表 ⑤0

青色事業専従者又は事業専従者がある場合に、青色申告決算書の専従者給与額又は収支内訳書の専従者控除額を⑤0欄に転記します。

### 青色申告特別控除額

第一表 ⑤1

青色申告決算書から青色申告特別控除額を⑤1欄に転記します。

### 雑所得・一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額

第一表 ⑤2

「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」(④9欄の金額)に記入した税額のうち、雑所得、一時所得等の金額に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額を⑤2欄に記入します。

※ 退職所得や株式等の譲渡所得等を併せて申告する場合は、それらの所得に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額も合計します。

### 未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

第一表 ⑤3

第一表④9欄が赤字となる場合で、給与等の支払者において未払の収入金額があり、その収入金額に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について支払者において未納付のものがあるとき、その未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額を⑤3欄に記入します。

※ 未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額については、納付後、「源泉徴収税額の納付届出書」を提出して還付を受けてください。

### 本年分で差し引く繰越損失額

第一表 ⑤4

前年分から繰り越された損失額を平成25年分から差し引く場合で、翌年以後に繰り越す損失額がないときに、その差し引く繰越損失額を⑤4欄に記入します。

※ 第四表(損失申告用)を使用する方は、この欄は記入しません。

※ 株式等の譲渡所得等、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得及び先物取引の雑所得等から差し引く繰越損失額は、この繰越損失額には含めません。

### 平均課税対象金額/変動・臨時所得金額

第一表 ⑤5⑤6

変動所得や臨時所得について、平均課税を選択する場合は、「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書」(▶7ページ)で計算した内容を⑤5欄、⑤6欄に転記します。詳しくは、「変動所得・臨時所得の説明書」を参照してください。

### 延納の届出

第一表 ⑤7⑤8

#### 概要

所得税及び復興特別所得税の第3期分の納める税金を延納(▶8ページ)する場合に記入します。

#### 申告書の書き方

**第一表** 計算欄㉔の金額を⑤7欄に、計算欄㉕の金額を⑤8欄に転記します。

#### 計算欄

第3期分の納める税金 (第一表④9欄の金額)	00 円	A
延納届出額 (A × 0.5以下の金額)	,000 円	B
申告期限までに納付する金額 (A - B)	00 円	C

### 還付される税金の受取場所

第一表「還付される税金の受取場所」欄

還付申告の方は、振込みを希望する預貯金口座を次により記入します。

※ 預貯金口座の口座名義は、申告者ご本人の氏名のみ(屋号)の口座をご利用ください。以下の場合は振込みできないことがあります。

- 預貯金口座の名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合 ● 名義が旧姓のままである場合

※ インターネット専用銀行については、特定の銀行を除いて還付金の振込みはできませんので、振込みの可否については取引している銀行にお問い合わせください。

#### 第一表 ① 銀行等の預金口座の場合

還付される税金の受取場所	銀行 金庫・組合 農協・漁協	郵便局名等	預金種類	普通	当座	貯蓄	貯蓄	印	印
口座番号(7桁以内)	XXXXXXXX								

#### 〈預金種類欄〉

該当する預金種類に○印を付けます(総合口座の場合は「普通」に○印を付けます)。

#### 〈口座番号 記号番号欄〉

口座番号のみを左詰めで記入します。

#### ② ゆうちょ銀行の貯金口座の場合

還付される税金の受取場所	※記入不要		銀行 金庫・組合 農協・漁協	※記入不要		郵便局名等	預金種類	普通	当座	貯蓄	貯蓄	印	印
口座番号(7桁以内)	記号部分(5桁)	番号部分(2桁~8桁)	I XXXX0-XXXXXX										

#### 〈口座番号 記号番号欄〉

貯金総合通帳の記号番号のみを左詰めで記入します。

※1 他の金融機関との振込用の「店名(店番)」「口座番号」は記入しないでください。

※2 記号部分と番号部分の間に1桁の数字(通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番)がある場合は、その数字の記入は不要です。

※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りをご希望の場合には、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。



## 手順6 ▶住民税、▶事業税に関する事項(申告書第二表)を記入する

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、その確定申告書等が地方公共団体へデータで送信されますので、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません。ただし、次の事項については、所得税及び復興特別所得税と住民税や事業税とでは取扱いが異なるため、「**住民税・事業税に関する事項**」欄に該当事項を記入します。

住民税や事業税の税額は、所得税及び復興特別所得税の申告書に記載された所得の金額その他の事項を基に、都道府県や市区町村が税額を計算してそれぞれ納税者に通知することになっています。なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出義務のない方は、原則として市区町村へ住民税の申告書を、都道府県へ事業税の申告書を提出する必要があります。

詳しくは、お住まいの都道府県や市区町村におたずねください。

### 別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者の氏名・住所

控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者のうち、別居している人の氏名と住所を記入します。

### 所得税で控除対象配偶者などとした専従者

所得税で青色事業専従者とししないで配偶者控除や扶養控除の対象とした人を、住民税や事業税では青色事業専従者とすることができません(青色事業専従者の要件は、所得税の場合と同様)。これに該当する専従者がある場合には、その人の氏名と給与の額を記入します。

## ▶住民税

### 16歳未満の扶養親族

扶養控除(▶25ページ)の適用がない16歳未満の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名・続柄・生年月日・別居の場合の住所を記入します。

### 申告書の書き方

第二表

○ 住民税・事業税に関する事項

住	16歳未満	扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
		国税 二郎	子	平13.10.20	

### 配当に関する住民税の特例

#### 概要

住民税は、所得税及び復興特別所得税において確定申告不要制度(▶13ページ)を選択した未上場株式の少額配当等についても、他の所得と総合して課税されます。

#### 申告書の書き方

第二表

計算欄④に該当する金額がある方は、計算欄③の金額を「**配当に関する住民税の特例**」欄に転記します。

#### 計算欄

配当所得の金額	(第一表⑤欄の金額)	円	<b>A</b>
確定申告不要制度を選択した未上場株式の少額配当等		円	<b>B</b>
配当に関する住民税の特例 (A + B)		円	<b>C</b>

### 非居住者の特例

平成25年中に非居住者期間があった方は、その期間中に生じた国内源泉所得について住民税が課税されていません。その国内源泉所得のうち所得税及び復興特別所得税で源泉分離課税の対象となった金額を記入します。

### 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

平成25年中に道府県民税配当割額(3%の税率)が特別徴収されたいわゆる特定配当等の額及び道府県民税株式等譲渡所得割額(3%の税率)が特別徴収されたいわゆる特定株式等譲渡所得金額について、①所得税及び復興特別所得税の確定申告をしないで源泉徴収で済ませた場合には、住民税についても特別徴収で済ませることとなり、②所得税及び復興特別所得税の確定申告をして所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の控除や還付を受ける場合には、住民税についても特別徴収税額の控除や還付を受けることとなります。所得税及び復興特別所得税の確定申告をした場合は、道府県民税配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入します。

※ ①の場合、配偶者控除、扶養控除などの判定上の合計所得金額には、特定配当等に係る配当所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る譲渡所得は含めません。

※ ②の場合、市区町村が税額を計算した結果、特別徴収税額の還付を受ける場合は、その旨と還付を受けるための手続を市区町村が納税者に通知することになっています。

## 寄附金税額控除

④都道府県・市区町村に対する寄附金や、⑤あなたの平成26年1月1日現在における住所地の共同募金会と日本赤十字社支部に対する寄附金、⑥あなたの平成26年1月1日現在における住所地の都道府県が条例で指定した寄附金、⑦あなたの平成26年1月1日現在における住所地の市区町村が条例で指定した寄附金について、それぞれの合計寄附金額を記入します。

※ 東日本大震災義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体に寄附したものと、最終的に被災地方団体や義援金配分委員会等に拠出されるものは、地方団体に対する寄附金として取り扱われますので、「都道府県、市区町村分」欄に記入してください。例えば、東日本大震災義援金として日本赤十字社に寄附した金額を、「都道府県、市区町村分」欄に記入せず、誤って「住所地の共同募金会、日赤支部分」欄に記入した場合には、寄附金税額控除の金額が正しく計算されませんので、ご注意ください。

※ ⑤⑥について、都道府県・市区町村の両方が指定した寄附金がある場合は、両方の欄に記入してください。また、どの団体が条例で指定されているかについては、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。

※ 認定NPO法人等以外のNPO法人等に対する寄附金のうち、住所地の都道府県・市区町村が条例で指定したものは所得税の寄附金控除の対象にはなりません。個人住民税の寄附金税額控除が受けられます。この場合、別途、市区町村への申告が必要です。

### 記載例

以下の①から⑧に対して寄附金を支払った場合

① ●●県	30,000円
② □□市	10,000円
③ 日本赤十字社の東日本大震災義援金	50,000円
④ 中央共同募金会の東日本大震災義援金	30,000円
⑤ 住所地の日本赤十字社支部(③を除く)	115,000円
⑥ 住所地の都道府県共同募金会(社会福祉法人)(④を除く)	5,000円
⑦ 公益財団法人▲▲(住所地の都道府県が条例で指定)	15,000円
⑧ 認定NPO法人△△(住所地の都道府県・市区町村ともに条例で指定)	5,000円

A 「都道府県、市区町村分」欄 → ①から④が対象	①+②+③+④= 120,000円 A
B 「住所地の共同募金会、日赤支部分」欄 → ⑤と⑥が対象	⑤+⑥= 120,000円 B
C 「条例指定分」の「都道府県」欄 → ⑦と⑧が対象	⑦+⑧= 20,000円 C
D 「条例指定分」の「市区町村」欄 → ⑧が対象	5,000円 D

※1 この記載例は、①から⑧の寄附金のほかに、所得税の寄附金控除のみの対象となるものの支払が30,000円あるという前提で作成しています。また、所得税において、③と④は震災関連寄附金(→22ページ)に該当し、⑥については公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3。→28ページ)を、⑦については認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2。→28ページ)を適用した事例です。

※2 ⑧の寄附金の額が「都道府県」及び「市区町村」の両方の欄に含まれることから、①から⑧の合計額とAからDの合計額は同じになりません。

第二表

配当に関する住民税の特例		円	
非居住者の特例			
配当割額控除額		2,400	
株式等譲渡所得割額控除額			
寄附金 税額控除	都道府県、市区町村分	120,000円	条例 指定分
	住所地の共同募金会、 日赤支部分	120,000	都道府県 市区町村
		20,000円	5,000
給与・公的年金等に係る所得以外(平成26年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択		○	給与から差引き
		○	自分で納付
別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者の氏名・住所	氏名	住所	
所得税で控除対象配偶者などとした専従者	氏名	給与	円

書類は添付書類台紙などに貼ってください。

## 給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択

給与・公的年金等に係る所得以外（平成26年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する住民税については、徴収方法を選択することができます。給与から差し引くことを希望する場合には、「給与から差し引き」の☑に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に窓口等に自分で納付することを希望する場合には、「自分で納付」の☑に○を記入します。

※ 給与所得及び平成26年4月1日において65歳以上の方の公的年金等に係る所得に対する住民税については、それぞれ給与又は公的年金等から差し引きされます。

※ 公的年金等に係る所得に対する住民税については、「市区町村からのお知らせ」（➡6ページ）を参照してください。

## ▶ 事業税

### 非課税所得など

事業税には、課税されるものと非課税のものがあります。また、事業の種類により税率等が異なります。

次の①及び②に該当する場合は、該当する番号とその所得金額を記入します。なお、事業税では、所得税の青色申告特別控除は認められませんので、青色申告特別控除前の金額を記載してください。

#### ① 複数の事業を兼業している方で、そのうち次に示す事業より生ずる所得がある場合

1. 畜産業から生ずる所得（農業に付随して行うものを除く）
2. 水産業から生ずる所得（小規模な水産動植物の採捕の事業を除く）
3. 薪炭製造業から生ずる所得
4. あんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業から生ずる所得  
ただし、両眼の視力を喪失した人又は両眼の視力（矯正視力）が0.06以下の人が行う場合は事業税が課されませんので「10」を記入してください。
5. 装蹄師業から生ずる所得

#### ② 次に示す非課税所得がある場合

6. 林業から生ずる所得
7. 鉱物掘採（事）業から生ずる所得
8. 社会保険診療報酬等に係る所得
9. 外国での事業に係る所得（外国に有する事務所等で生じた所得）
10. 地方税法第72条の2に定める事業に該当しないものから生ずる所得

#### ◆ 地方税法第72条の2に定められている事業

- |           |                    |           |
|-----------|--------------------|-----------|
| ・物品販売業    | ・仲立業               | ・獣医業      |
| ・保険業      | ・間屋業               | ・装蹄師業     |
| ・金銭貸付業    | ・両替業               | ・弁護士業     |
| ・物品貸付業    | ・公衆浴場業             | ・司法書士業    |
| ・不動産貸付業   | ・演劇興行業             | ・行政書士業    |
| ・製造業      | ・遊技場業              | ・公証人業     |
| ・電気供給業    | ・遊覧所業              | ・弁理士業     |
| ・土石採取業    | ・商品取引業             | ・税理士業     |
| ・電気通信事業   | ・不動産売買業            | ・公認会計士業   |
| ・運送業      | ・広告業               | ・計理士業     |
| ・運送取扱業    | ・興信所業              | ・社会保険労務士業 |
| ・船舶ていだい場業 | ・案内業               | ・コンサルタント業 |
| ・倉庫業      | ・冠婚葬祭業             | ・設計監督者業   |
| ・駐車場業     | ・畜産業               | ・不動産鑑定業   |
| ・請負業      | ・水産業               | ・デザイン業    |
| ・印刷業      | ・薪炭製造業             | ・諸芸師匠業    |
| ・出版業      | ・医業                | ・理容業      |
| ・写真業      | ・歯科医業              | ・美容業      |
| ・席貸業      | ・薬剤師業              | ・クリーニング業  |
| ・旅館業      | ・あんま、マッ<br>サージ、指圧、 | ・歯科衛生士業   |
| ・料理店業     | はり、きゅう、            | ・歯科技工士業   |
| ・飲食店業     | 柔道整復その他            | ・測量士業     |
| ・周旋業      | の医業に類する            | ・土地家屋調査士業 |
| ・代理業      | 事業                 | ・海事代理士業   |
|           |                    | ・印刷製版業    |

### 損益通算の特例適用前の不動産所得

土地等を取得するために要した負債の利子（➡12ページ）の額があるときは、その負債の利子の額を必要経費に算入して算定した金額（所得税における損益通算（➡17ページ）の特例適用前の不動産所得の金額）を記載します。

### 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額

不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額を記入します。



## 事業用資産の譲渡損失など

次の①又は②に該当する損失の金額を記入します。

① 事業税が課税される事業に使っていた機械装置や車両運搬具などの事業用資産（土地、構築物、建物、無形固定資産を除く）を、その事業に使わなくなってから1年以内に譲渡した場合の譲渡損失

② 事業税が課税される事業の所得が赤字で、そのうち災害により生じた棚卸資産や事業用資産等の損失

※ 事業税では、上記の損失がある場合には、損失の生じた年（①については損失が生じた年において青色申告書を提出することが認められている場合に限る）以後連続して申告をする場合に限り、その損失等の金額を翌年以後3年間に繰り越して控除できます。

## 前年中の開(廃)業

平成25年の途中で開業又は廃業した場合は、記入欄の「開始・廃止」の該当する文字を  で囲み、その月日を記入します。

## 他都道府県の事務所等

事業税は事務所等が所在する都道府県により課税されます。複数の都道府県に事務所等がある場合は、所得金額をその事務所等の従業者数に応じて、分けて課税されます。

他の都道府県に事務所又は事業所がある場合は、「**他都道府県の事務所等**」欄の  に  を記入します。

事業税についてお分かりにならない点がございましたら、各県税事務所等におたずねください。

なお、各県税事務所等からも事業税の課税に関して必要な事項(複数の都道府県の事務所等がある場合の所在地・各月の末日現在の従業者数など)をおたずねすることもあります。

# 4. 申告書に添付・提示する書類

申告書を提出する前に、これらの書類が揃っているかチェックしましょう。



申告書を提出するときに、以下の書類をその区分に応じ添付するか又は提示しなければなりません。  
※書類を添付する場合は、添付書類台紙などに貼って申告書と一緒に提出します(⇒7ページ)。

項目等		添付又は提示すべき書類	チェック欄	添付又は提示
「収入金額等」で、右の項目を記入した方	事業・営業等	青色申告者 青色申告決算書	<input type="checkbox"/>	申告書と一緒に提出する
	事業・農業	白色申告者 収支内訳書	<input type="checkbox"/>	
	不動産		<input type="checkbox"/>	
「所得から差し引かれる金額」で、右の項目を記入した方	配当	上場株式等に係る配当等について申告する場合は、申告する配当等の種類に応じた支払通知書や特定口座年間取引報告書(⇒13ページ)	<input type="checkbox"/>	添付書類台紙などに貼って申告書と一緒に提出する
	給与	給与所得の源泉徴収票(原本) ○給与所得者の特定支出控除を受ける場合は、「給与所得者の特定支出控除について」を参照してください。	<input type="checkbox"/>	
	雑・公的年金等	公的年金等の源泉徴収票(原本)	<input type="checkbox"/>	
退職所得以外の所得の合計額が、2,000万円を超える方		財産及び債務の明細書	<input type="checkbox"/>	申告書と一緒に提出する
「税金の計算」で、右の項目を記入した方	雑損控除	10 災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書	<input type="checkbox"/>	添付書類台紙などに貼って申告書と一緒に提出する 又は提出の際に提示する
	医療費控除	11 医療費の領収書等(※1)(⇒19ページ)	<input type="checkbox"/>	
		医療費の明細書	<input type="checkbox"/>	
	社会保険料控除	12 国民年金保険料及び国民年金基金の掛金について社会保険料控除を受ける場合には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等(⇒20ページ)	<input type="checkbox"/>	
	小規模企業共済等掛金控除	13 支払った掛金額の証明書(⇒20ページ)	<input type="checkbox"/>	
	生命保険料控除	14 支払額などの証明書(⇒20ページ)	<input type="checkbox"/>	
	地震保険料控除	15 支払額などの証明書(⇒22ページ)	<input type="checkbox"/>	
	寄附金控除	16 寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領証(⇒23ページ) ○特定の公益法人や学校法人などへの寄附や、一定の特定公益信託の信託財産とするための支出の場合は、その法人や信託が適格であることなどの証明書又は認定証の写し ○政治献金の場合、選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」(※2)	<input type="checkbox"/>	
	勤労学生控除	19 学校や法人から交付を受けた証明書(⇒24ページ)	<input type="checkbox"/>	
	「 」(区分)	29 適用を受ける控除の計算に関する明細書	<input type="checkbox"/>	
「税金の計算」で、右の項目を記入した方	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	30 「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」や「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を参照してください。	<input type="checkbox"/>	申告書と一緒に提出する
	政党等寄附金特別控除	31 「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」 選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」(※2)	<input type="checkbox"/>	添付書類台紙などに貼って申告書と一緒に提出する
	認定NPO法人等寄附金特別控除	32 「認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を参照してください。	<input type="checkbox"/>	(添付書類台紙などに貼って)申告書と一緒に提出する
	公益社団法人等寄附金特別控除	33 「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を参照してください。	<input type="checkbox"/>	
	特定震災指定寄附金特別控除	34 「特定震災指定寄附金特別控除を受けられる方へ」を参照してください。	<input type="checkbox"/>	
	住宅耐震改修特別控除	35 「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」を参照してください。	<input type="checkbox"/>	申告書と一緒に提出する
	住宅特定改修特別税額控除	36 「住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ」を参照してください。	<input type="checkbox"/>	
	認定長期優良住宅新築等特別税額控除	37 「認定長期優良住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ」を参照してください。	<input type="checkbox"/>	
	外国税額控除	43 「外国税額控除に関する明細書」	<input type="checkbox"/>	申告書と一緒に提出する
		外国所得税を課税されたことを証明する書類	<input type="checkbox"/>	

※1 提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は1年です。  
後日、医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示(申告書を送付などにより提出される場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び切手と返信用封筒を同封)してください。

※2 確定申告書を提出するときまでに「寄附金(税額)控除のための書類」が間に合わない場合は、この書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、この書類が交付されたいすみやかに税務署に提出します。

◆このほか、付表や計算書など(⇒7ページ)を使用した方は、その計算書なども申告書と一緒に提出します。

# 5. 振替納税の新規(変更)申込み

申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の振替納税を新規に利用される方又は依頼内容を変更される方は、このページを手引きから切り離し、次の「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項を記入し、預貯金通帳に使用している印鑑を押して確定申告書と一緒に税務署に提出するか、金融機関へ提出してください。

- 振替納税(口座振替)は全国の銀行(ゆうちょ銀行を含みます。)、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協及び漁協でご利用になれます。
- 振替納税には普通預金、当座預金、納税準備預金、通常貯金等がご利用になれます。  
※ 定期預金及び貯蓄預金等ではご利用になれません。また、インターネット専用銀行等一部の金融機関、インターネット支店等の一部店舗ではご利用にならない場合があります。
- 提出の際には申告書や添付書類台紙に貼らないでください。

【注意】 転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要となります。

(金融機関経由印)

## 納付書送付依頼書

〈提出先の税務署名を書いてください。〉



税務署長あて

氏名 印

氏名を押す。

私が納付する

- 申告所得税及び復興特別所得税 (1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分)
  - 消費税及び地方消費税 (中間申告分、確定申告分(期限内申告分))
- ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合訂正印は不要です。

について、

口座振替をご利用にならない税目等については、二重線で抹消します。

平成 年 月 日 以降納期が到来するものを、口座振替により納付したいので、納付税額等必要な事項を記載した納付書は、指定した金融機関あて送付してください。

※税務署整理欄

〔整理番号〕	□□□□□□□□	〔金融機関番号〕	□□□□□□□□
〔振替区分〕	□	〔入力日付〕	□□□□□□
		〔送付日付〕	□□□□□□

口座振替の利用を開始する申告書の納期限以前の日付を書きます。

ゆうちょ銀行の記名は不要です。

あなたの住所を預貯金口座の名義を書きます。

ゆうちょ銀行等の場合は、預金以外の銀行等の口座番号を書きます。

ゆうちょ銀行の場合、記号及び番号をそれぞれ書きます。

## 預貯金口座振替依頼書

〈この依頼書の提出年月日を書きます。〉

金融機関名

平成 年 月 日

銀行・信用金庫 本店・支店  
労働金庫・信用組合 本所・支所 御中  
漁協・農協 出張所・

あなた(〒 - ) 電話 ( )

あなたの住所 (申告納税地)

氏名 (フリガナ) (金融機関お届け印)

銀行(ゆうちょ銀行以外)	預金の種類	1 普通	2 当座	3 納税準備
	口座番号	□□□□□□□□	□□□□□□□□	□□□□□□□□
ゆうちょ銀行	記号番号	1	0	□□□□□□□□

金融機関使用欄

□	□
---	---

口座振替をする金融機関の名称・支店名等を書きます。

あなたの住所と申告書に書いた住所が違つた場合には申告書の住所を書きます。

預貯金口座の届出印を押印し、横まに押印し直してください。

口座振替をご利用にならない税目等については、二重線で抹消します。

税務署から私名義の納付書が貴店(組合)に送付されたときは、私名義の上記の預貯金から次のとおり口座振替により納付することとしたいので、下記約定を承認の上依頼します。

- 1 対象税目
- 申告所得税及び復興特別所得税 (1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分)
  - 消費税及び地方消費税 (中間申告分、確定申告分(期限内申告分))
- ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合訂正印は不要です。

- 2 振替納付日
- 納期の最終日(休日の場合は翌取引日)
- ただし、納付の日が納期限後となる場合で、法令の規定によりその納付が納期限においてされたものとみなされるときは、貴店(組合)に納付書が到達した日から2取引日を経過した最初の取引日まで。

### 約 定 (必ず確認してください。)

- 預貯金の支払手続については、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 指定預貯金残高が振替日において、納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても差し支えありません。
- この口座振替契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私に通知されることなく解除されても異議はありません。
- この口座振替契約を解除する場合には、私から(納税貯蓄組合長を経由して)指定した金融機関並びに税務署あて文書により連絡します。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

このページは切り離してご利用ください。





# 下書き用申告書(第一表)

(単位は円)

収入金額等	事業等	ア								
	農業	イ								
	不動産	ウ								
	利子	エ								
	配当	オ								
	給与	カ								
	雑	公的年金等	キ							
		その他	ク							
	総合譲渡	短期	ケ							
		長期	コ							
一時	サ									
所得金額	事業等	①								
	農業	②								
	不動産	③								
	利子	④								
	配当	⑤								
	給与	⑥								
	雑	⑦								
	総合譲渡・一時	⑧								
	合計	⑨								
所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩								
	医療費控除	⑪								
	社会保険料控除	⑫								
	小規模企業共済等掛金控除	⑬								
	生命保険料控除	⑭								
	地震保険料控除	⑮								
	寄附金控除	⑯								
	寡婦、寡夫控除	⑰						0000		
	勤労学生、障害者控除	⑱						0000		
	配偶者(特別)控除	⑲						0000		
	扶養控除	⑳						0000		
	基礎控除	㉑						0000		
	合計	㉒								

税金	課税される所得金額 (⑨-㉒)又は第三表 上の㉓に対する税額 又は第三表の㉔	㉖						000
	配当控除	㉗						
	区分	㉘						
	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	㉙						
	区分	㉚						
	政党等寄附金等特別控除	㉛						
	区分	㉜						
	住宅前妻改修特別控除 住宅特定改修・認定長期優良 住宅新築等特別税額控除	㉝						
	区分	㉞						
	差引所得税額 (㉖-㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝)	㉟						
の計	災害減免額	㊱						
	再差引所得税額 (基準所得税額)	㊲						
	復興特別所得税額 (㊲×2.1%)	㊳						
	所得税及び復興特別所得税の額 (㊲+㊳)	㊴						
	外国税額控除	㊵						
	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額	㊶						
	所得税及び復興特別 所得税の申告納税額 (㊶-㊷-㊸)	㊹						
	所得税及び復興特別 所得税の予定納税額 (第1期分・第2期分)	㊺						
	所得税及び復興特別 所得税の 第3期分の税額 (㊹-㊺)	㊻						00
	還付される税金	㊼						
その他	配偶者の合計所得金額	㊽						
	専従者給与(控除)額の合計額	㊾						
	青色申告特別控除額	㊿						
	雑所得・一時所得等の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額	㊿						
	未納付の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額	㊿						
	本年分で差し引く繰越損失額	㊿						
	平均課税対象金額	㊿						
変動・臨時所得金額	㊿							
延届納出	申告期限までに納付する金額	㊿						000
	延届届出額	㊿						000

このページは切り離してご利用ください。



「e-Tax (電子申告)」を利用して申告すると・・・

### 1 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、**その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信**することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)

e-Tax の利用に際しては、電子証明書取得(手数料が必要です。また、有効期間は3年間です。)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

### 2 還付がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は3週間程度で処理しています(自宅や税理士事務所からe-Tax で1月・2月に申告した場合は、2~3週間程度で処理しています。)



※ パソコンの環境などにより、ご利用いただけないことがあります。